粟田口療病院時代

次

士三	+=	\pm	+	九	八	七	六	Ŧī.		Ξ	=	_	
療	明	明	療	明	癲	明	明	人	岄	開	療	療	
病院	治	明治十年、	病館	治		治	治	體	治	開業第一	病院	照院の	
版	+		と馬	九	狂	八	七	解	六	年	開	療病院の開業迫る	
行載籍		十一	徽		Dr. La					明	業	が迫っ	
耤	年	年…	院 ::	年	院 :	年	年	剖	年…	治五年)	元	∂	
								:		年)			
					:	:						:	
							- 8					:	
:							1		Š			:	
				:					1	i	:	:	
:	:				:	:					:		
:	:	:			:	:	į		-				
:		:			į								
			į			i		1			127		
:			:	:			1						
			:	=									
									1	1		1	
		ż		:	:		1					1	
ž.	1	Ť	:	:	:		1		19			- 1	
:	1	:			:	:				1	:		
八	上	交	垂	玉	西亚	121	\exists	[25]	0	16	4	1	

栗 H 燎 抦 浣 時 代

瘀 病 院 0 開 業迫る

中

野

操

京都府では、 愛宕郡第二組粟田口青蓮院を以て假療病院にあて、人民保全の朝旨を體し廣く府下人民の病息を救済 京都府少屬明石博高 (五年二月權大

ヨンケルと其筆蹟 病院掛に任命して(明治四年十一月)積極的に病院建營の事業實現 内醫師藥舗からの助資金、 につとめた結果、 せんことを議決し、

市内諸寺院住職の勸募した一般府民の浮財、管

を療

花街遊女に課した冥加金等による建設

醫師ヨンケル 資金も五萬の巨額に達し、五年八月には豫て大阪のレーマン・ハ よ明治五年十一月一日を期し假療病院開業式を舉行することに トマン商會を通じて交渉していた雇人外人教師としてドイツ人 Junker von Langegg も來朝入洛したので、いよ

果 [1]

П 淤 朔 院

Hj

代

なつた。

た。

たが、青蓮院の修理も成り假療病院の開院の日も近づいたので院務遂行のための陣容を整えようとして左の建議をし これに先だち、療病院掛は旣に九月以來木屋町に假病院を開き、ヨンケルを活用して診療及び醫學教授を始めてい

療病院新ニ建築相成い迄當分於假院休日之外日々時間ヲ定メ教師出頭病者診察施療爲致度い、假院取開いニ付テハ病者之應接看法等 舎密學相心得い者ヲ以テ丁寧精緻ニ取扱ニ非サレハ不都合ニ付是亦規則相立い迄當分舎密處受業生之內熟達之者相選右調薬方ニ相用 ハ追テ規則相立い迄當分醫業取締並ニ種痘館醫員ヲ以日々當直相立出勤爲致且處方授獎調合之儀輓近西洋一般舍密製獎ヲ相用いニ付

但病者へ調薬ヲ與ル得ハ相應之樂價ヲ示シ代料上納爲致度ル

度ル

右之條々奉伺い事

壬申九月

之に對し府では左の通り解令を發した。

瘀 病 院

掛()

新 Ħ 凉 閣

馬 權 Z 助

Ί.

頁 ļij. 利

民

八二

假療病院當直醫藥局掛銀勤申付い事(各通)

假療病院當直醫申付い事(各通)

前 醓

關 古

//\

石 田 林

松 建

藏

假療病院薬局出仕申付い事(各通)

壬申十月十四 日

療病院掛申付い事

但當直醫之心得ヲ以可出勤事

府では、十月二十五日寮病院開業の件を左の通り正院並に大藏省に報告している。 壬申十月晦日

人民御保全之御越意ハ御一新以來別テ厚キ被仰出之越有之於當府モ深ク奉感戴日夜服僭罷在邛處十萬之人口輻湊之府下ニシテ療病院

昨年厚キ御恩惠ヲ以御一新之砌米金献納之者共へ御賞典下シ賜リ一統難有頂戴之上、右賜リ候御賞金ヲ更ニ府

京

都

安

麔

精

軒

松

尚

京

都 吉

府

中 井

亢 周

> 滥 介

橫

俊

压于2)

粟

田

瘀 病

院

畤 代 費用ヲ助クル之仕法相立即今般人身賣買御禁止之御布告ニ付テ大藏省ヨリ達ノ旨ニモ符合シ、漸療病院諸費用之備へ相立候ニ付過日

廳へ差出シ療病院建設之費ヲ助ケ度段顧出、續テ貫屬之輩社寺農商之内ヨリモ各々出金願出、

之設無之慨歎之折柄、

八三

加之遊所遊藝之者共モ冥加金ヲ差出右

八四

及御届い通獨乙國醫師ヨンケル氏雇入療病院醫師トシテ來ル十一月朔日ヨリ開業仕い、右ハ都テ人民協議戮力之致ス所ニテ官費ヲ不

仰儀ニ候得共全ク御仁政之餘澤ヲ蒙リ此舉ニ及ヒ候儀ニ付旁此段御居仕い也

玉申十月廿五日

īΕ 院 御 H13)

> 京 都府 知 多 事

弘報した。表紙には「療病院開業式」と大書し、本文十六カ條より成つている。次の通りである。 よいよ日も迫つたので療病院では開業式の次第書を印刷に附し、半紙四枚假綴の小冊子として朝野各方面に頒布

療病院開業當日ノ次第

第

-

條

明治五年十一月朔日朝第六字知事多事七等出仕及ヒ療病院掛ノ諸官員総區長醫業取締種擅醫用醫獎局生獎物業取締假療病

院エ出頭

第二條 同第七字療病院献金人數物論方用達同並出頭

阎第八字教師ドクトル・ヨンケル氏ヲ迎フ、但語學教師リユトルフ・レーマン氏及ヒカルル・レーマン、山本覺馬同作

第 兀 條 療病院建營ノ主意讀知、參事務之 第

Ξ

條

第 Ti. 條 教師ヨンケル氏演説

六 條 出席ノ諸人祝賀

第

-6

條

教師及レーマン兄弟餐應會食奏任以上勸業課典事療病院掛ノ諸官員

第

八 出頭ノ面々エ酒役ヲ供ス

但金百圓以上献金及ヒ米五十石以上献納ノ面々此二列ス

第 九 條 金百圓以下、米五十石以下献納ノ面々エ祝餅ヲ配分ス

第 ----條 教師出頭ヨリ讀知ヲ刱ムル迄場中ニ音樂ヲ張ル、但總區長中此開業ヲ祝スル爲ニ設ルナリ

第十一條 祝語終テ饗應ヲ剏ムル迄前同斷

第十二條 療病院エ金穀ヲ献納シタルモノエハ當日ヨリ前ニ兼テ券ヲ送リテ此開業式ノ場中及前條ノ諸演技場中ニ入ルコトヲ許ス 饗應終テ用達其他此開業ヲ祝スル爲ニ設ケタル諸演技ヲ初ム、出頭ノ諸官員教師及レーマン氏兄弟ヲ誘フテ之ヲ觀セシム

第十四條 クル諸菌技ヲ縦觀セシム 管内遊女藝妓等常院助費金トシテ兼テ願ノ上若干ノ冥加金ヲ納メ來レリ、因テ開業常日休業申付開業式及開業ノ爲メニ設

第十五條 療病院ニ献金セザル者モ此入場券ヲ買テ所持スレバ來觀勝手タル可シ

但此券ハ每匾ノ區長ニ渡シ蹟ヘシ、依テ區長ニ往テ買取ヘシ、亦當日假療病院門前ニテモコレヲ賣ルヘシ

右之通候事

第十六條

饗應終レハ隨意ニ退出ス可シ

壬申十月

都療病院

京

標旗ハ西洋諸國大槪十字ヲ用フ、標旗ニ此十字アルヤ人必ラズ其ノ病院タルヲ知ル、故ニ兩敵相爭フノ時トイエドモ これより先き療病院關係者の間に、病院の標旗を定めることが問題となつた。進步派の人達は「管テ聞ク、病院

とを主張したが、國粹派の人達や、當療病院建設資金の勸募に大功のあつた諸山の僧侶たちは、 此標旗アル處ハ相襲撃セズト、今當院ヲ設置スルニヨリ亦之ヲ用ヒントス」と赤十字旗を以て療病院の標旗とせ 十字は耶蘇教の標徴 んと

であるから人民保全の朝旨を奉體して建てられた當病院の標旗としてそんなバタ臭い意匠を採用することは絕對反對

栗田口療病院時代

八 五.

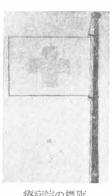
であると一蹴した。そこで歐學舎教師のリウドルフ・レーマン Radolf Lehawam の 意見を徴することとなつた。 IJ

ウドルフ答えて曰らに、

「病院ニ用フル所

ノ標旗ハ耶蘇教宗ニ用フル所ト異

然ルニ病院ニ於テハ



療病院の標旗 ル者ナリ、何トナレバ土耳基ハ耶蘇ヲ奉ゼザルノ國ナリ、

亦之ヲ用フレバ其ノ異ナル知ルベシ」と。これでさしも紛議を重ねた標旗問題 も案外簡單に解決したので、療病院當局は次のような同書を府に差出し認可を 求めた。

當院標旗之儀別紙圖面之通萬國普通療病院旗章一旗並當府標旗一 追テ萬國普通療病院旗章之儀或耶蘇教宗ニ基候標之趣風評有之候得共全ク此ノ教宗ニ因リ候儀ニテハ無之旣ニ土耳基國ノ如キ耶蘇 族都合二基當院門前二建營有之度奉伺候

教無之國ニ於テモ同樣旗章相用候趣歐學香教師リユドルフ氏申出候、依テ書面旗章聊相憚候儀無之ト存候 院75

月發行の「京都療病院新聞」第一號に載せてあるのは、全く赤十字旗そのものである。 との何書を引用した「府史第一篇政治部衞生類」には「別紙圖面今略之」として標旗の圖は出ていないが、 五年十

表がジェネヴァに會合し、第一次赤十字條約を締結してからまだ漸く滿十年を經過したばかりの時であり、又佐野常 洛東佛教王國の一角に堂々と赤十字旗が飜えり、保守因循と急進開化の兩極端の時流にもまれる市民の眼を瞠 脐 ではすぐに 明治五年と言えば、西暦一八七二年である。卽ちかのアンリ・デュナンの努力により歐洲十六カ國の代 「驙屆候事」として、赤十字の標旗掲揚を許したので、恐らく十一月一日の療病院開業式 の當 日以來

族に關する我國最初の貴重な文献であるといわねばならぬ。 けれども、これとそ實に我國に於て赤十字旗を飜えした最初の衞生機關であり、 病院の場合は、赤十字社の主旨事業とは何らの關係もなく唯單に病院の標徴として赤十字旗を利用したのに過ぎない 大給恒兩氏が紅丸一を標章とした博愛社 (日本赤十字社の前身)を結成したのよりも五年の以前である。 「京都療病院新聞」 第一號は赤十字 勿論療

因に當時掲揚せられた赤十字旗はどらなつたか、 いつ頃まで赤十字旗が使用せられたか等については一切不明であ

註 (1/2/3) 京都府史第一篇政治部衞生類

る。

- (5)(6) 京都療病院新聞第一號(明治五年)
- (7) 京都府史第一篇政治部衞生類
- (8) 中野操・日本最初の赤十字旗に就て(昭和十年・日本醫事新報・第六七三號)
- (9) 中野操・京都府立醫科大學の黑十字に就て(昭和十年・京都府立醫科大學新聞)

三療病院開業式

聞 佣 によると、 治五年十一 月一 院内六室を開放して式場となし、 Ę 粟田 口青蓮院に於て假療病院開業の式典が嚴肅且つ盛大に 第一室の北側には知事長谷信篤、 **參**事模村正直 とり行われた。 權參事馬場氏就 「京都療病院新

栗田口療病院時

代

七等出仕國重正文、 同谷口起孝、典事木村正幹、十等出仕明石博高、 權大屬渡忠純、 少屬高瀬成、 同野間安親、

仕新宮凉湖、

附屬酒井良顯らの官吏、

南側に醫學教師

3

ン

7

ル

水

ラ

木義權、

同三浦貫一、十二等出仕島成家、

十三等出仕廣瀨元周、

十五等出

同青



北側 業収締、管內醫業、 京下京及び伏水の惣區長、 島利民、 等出仕山本覺馬、 ンゲッ て費用を補助した者等立錐の餘地もなく参列したのである。 主として病院關係者、 にある一室には書籍器械を陳列した。 ク、 安藤精軒、 歐學教師リウドルフ・レーマン、 當直醫前田松閣、 樂物業、 藥局出仕横井俊介、 第二室より第六室までは府判任官及び等外役員、 正副區長、種痘醫、 用達、 樹諭方、 江馬權之助、 田中源藏、 當院建營のため金穀器財を以 獨逸人 カル 用醫、管內醫業取締 小石中藏、 松岡周 ル・ 吉 なお第 新宮凉閣、 原口 隆造ら 一室の 藥物 上 眞 -

院 療病院掛明石博高が着座すると、 建置の趣意書を朗讀した。 第一室の中央に脚の高い机を置き、その北側に大監察木村文卿、 **植村参事が進み出て西面し次のような當** 南側に

近々ハ家ノ衰微ヲ釀シ推シテハ土地ノ疲弊トナル、 况ヤ死生ハ人生ノ一大事人命ハ朝廷ノ最モ重ゼラルル所、此故ニ年來種痘ヲ施行 身體健康ナラザレバ職務ヲ勉强スルコト難ク萬般ノ事業之ガ爲ニ擧ラズ、夫疾病ハ其身ノ苦痛ノミナラズ父子親族ノ心ヲモ痛マ



知ル所ナリ、翼クハ凡ソ階蘂ヲ以テ業トスル者ハ來テ其教ヲ受ケ疾病アル者ハ來テ其治療ヲ乞ヒ苟モ治療其當ヲ得ザル事ナク蘗餌ヲ ヲ建築スヘシ、抑方今海外諸國陽術日々開ケ斃法月々精シク就中獨逸國其最タルハ皆人ノ 氏ヲ迎ヘテ療病院ノ醫師トシ假ニ粟田ノ舊宮邸ヲ以テ療病院トシ當日ヨリ開業、續テ本院 成セリ、奇徳ノ心情良善ノ事業践ニ賞歎スルニ
堪へタリ、因
弦合般獨逸國ノ名階ヨンケル 奉戴シ合議協力シテ其身平常ノ費用ヲ省キ餘費ヲ積デ各着干ノ金ヲ出シ府下療病院ノ備ヲ 々ヲシテ疾病ノ苦シミヲ知ラザラシムルノ術ナシトセンヤ、**茲ニ陰**徳有志ノ輩夙ニ朝旨ヲ ナリ、若シ名醫ノ良考ヲ得バ宮ニ眼前ノ疾病ヲ療スルノミナラス豫メ患害ヲ未萌ニ防ギ人 親子ノ至情モ其厚ヲ達スル能ハズ、朝廷ノ至仁モ其深ヲ虚ス能ハズ、閏ニ感慨ニ堪ヘザル 餌變ジテ人身ヲ傷害スルノ毒トナル事其例無キニシモアラズ、夫レ果シテ此ノ如クナレバ シ或ハ汚溜ヲ掃除セシメ腐敗物ヲ遠ケ垢穢ヲ洗滌セシメ寒暑ヲ防グノ方法ヲ示シ普ク諸人 二健康天壽ヲ保タシメントス、然レドモ醫樂其當ヲ得ザル時ハ治療却テ夭折ノ媒ヲ成シ饗

院内に花壇を設けて菊を陳列し、 續 'の前後から列座の後方より音楽が始まつた。 いて教師 \exists ンケルが出て、 矢はり西面して、 南隣の知恩院には能狂言の舞臺を設けて茂山千作、鈴木禎次郎らに出演せしめた。 始は萬蔵樂、五常樂、 當院事業の主意を演説し、 後は合歡鹽、 青木少園とれを飜譯した。 雞德、 長慶子であつた。

との日

强ノ力ヲ增長シ土地國家ノ繁榮ヲ助クルノ心掛肝要タルベキ也

誤り身體ヲ傷損スル事ナクンバ即チ能ク人民御保全ノ朝旨ヲを戴スルノ一端ナラン、其レ篤ク此意ヲ體シ共ニ健康天壽ヲ保チ職務勉

栗 H 療 病 院 胩 代

また祇園の藝妓に三番叟、

手踊り等を舞わ

しめて一般の觀覽に供した。

Œ (1) 京都府史第一篇政治部衛生獨

(2)京都療病院新聞第一號 (明治五年)

開 業第一年(明治五年)

開業式のお祭り騷ぎも過ぎ、いよいよ秩序を立てて診療を始め、生徒を募つて授業をすることとなつたので、療病

院では治療條則、入學生徒條則等必要な規定を制定し管内に頒布した。

療病院治療條則

第一章 治療ヲセフノ順序

第一條 此院ニ來リテ治療ヲ乞フ者ハ先玄關ニテ常直醫ニ甲達スヘシ

ヲ病者ニ持シメ又同番號ノ鑑札ヲ作リ共ニ之ヲ渡シ診察局ニ誘引シ教師ノ診察ヲ受シム

當直醫右ノ治療ヲ乞フ者ノ婥名年齢住所職業病症等ヲ一紙ニ記載ス、此紙ヲ「カランケンガルテー」ト謂フ、番號ヲ附シ之

教師病者ヲ診察シテ其「カランケンカルテー」ニ病狀處方等ヲ記シ渡スヘシ

第三條

第二條

第四條 右ノ「カランケンカルテー」ヲ病者或ハ其附添人薬局ニ持登シ薬料ヲ納ムヘシ

第五條 「カランケンカルテー」ハ寫シ取リ樂局ニ收メ原書ハ取集メ其日ノ當直鱂ニ渡スヘシ 薬局ニテ「カランケンカルテー」ニ記セル薬方ヲ調合シ服法用法等ヲ悉ク口述シ或ハ記載シ薬ニ添 テ之 ヲ 持 參ノ者ニ液

第七條 第六條 病者父ハ蘗ヲ乞フ者以後來院ノ時ハ此番號鑑札ヲ當直醫ニ出ス、當直醫ハ番號ヲ認メ其「カランケンカルテー」ヲ渡シ診察 右ノ通「カランケンカルテー」ハ當院ニ留メ置キ病者或ハ附添人ハ只番號ノ鑑札ヲ持歸ルナリ

九〇

局薬局ニ行シムルコト前ノ法ノ如シ

第八條 病者モシ再診ヲ乞フヨリノ後チハ當直醫鑑札ニ再診三診ト順序ニ其度數ヲ記ス可シ

第二章 入院病者

第九條 教師病者ヲ診察シ入院セシムベキヤ否ヲ決シ、モシ入院セシムベキ病症ナルベキ者ニハ色替リノ「カランケンカルテー」ヲ

入院規則ノ通リ改メ渡スへシ

第一條 揮ヲ受ベシ、一周ノ後續テ在院ノ節モ亦斯ノ如シ 入院病者ハ入院ノ初メ左ノ十二條ニ揭ゲタル割合ヲ以テ一周間ノ入費ヲ含テ出納局ニ先納シ請取證書ヲ受ケ事務局ニ至リ指

第十二條 第十一條 食時ハ朝第八字、書第一字、夕第六字ト定ム、尤炎暑中ハ朝第六字、書第十二字トス 入院病者ノ拂フベキ費用割合

一日分金五抬錢

一日分金十五錢

第十三條 入院病者ニハ教師ノ思慮ヲ以テ上等醫生ノ内壹人ヲ撰ビテ看頭トシ常ニ附置クヘシ

第一四條 ヲ認ムヘシ 入院病者ニ與フル「カランケンカルテー」ハ常ニ其病室ニ掲グ、故ニコレヲ「コツプセル」ト唱フ、引請ノ看頭ハ之ガ譯

第十五條 入院病者ノ室ニ塗板ヲ揭ゲ其病者ノ食物養生法及ビ看頭ノ名ヲ記ス

入院病者ノ用薬食品等ハ總テ教師ノ指闘ヲ受テ看頭ヨリ之ヲ示スコトナレバ薬局出納局等ノ掛合モ悉ク看頭引請之ヲ取扱

第十六條

フヘシ

第十七條 看頭ハ毎日其引請ル病人ノ容體書ヲ作リ教師ニ告グヘシ

架

[1]

療病

院時代

入院病者へハ其親戚朋友タリトモ日々來訪ヲ許サズ、一周ノ內一日ノ來訪ハ苦カラズ、治療ノ妨トナレバナリ

第十九條 入院病者へ食餌ヲ送ルモノハ看頭ノ指揮ヲ受クヘシ、其許ナキニ一切贈與スルコトヲ禁ズ、コレ亦治療ノ妨トナレバナリ

病室ニハ喫烟火鉢並飲食ヲ炮煮スルコトヲ禁ズ、其寒冷ヲ防グニハ燰室火器ヲ用フルナリ

第十一條 然レドモ介抱人ヲ召連レ入院ヲ願フ者ハ當直醫看頭等ニ中達シ其指揮ヲ受クベシ、此介抱人ノ入費ハ病者ヨリ之ヲ辨ズベ 入院病者ノ介抱人ハ院中ニ之ヲ備フレバ入院ノ者ノ心遣ニ及バズ、亦其入費ヲ別段出スニモ及バザルナリ

第十二條

第三章 教師診察時間

第十三條 此時間ヲ過レバ其日ノ診察ヲ止ム、尤大患急病ハ此限ニアラズ何時ニテモ來院苦シカラズ 教師病者ヲ診察スルハ朝第九字ヨリ第十一字マデヲ限トス、因テ診察ヲ乞フモノハ朝第七字ヨリ第九字迄ニ來院ス可シ、

當直醫每朝診察ヲ乞フ病人ノ員ヲ記シ第九字迄ニ教師へ告グベシ

第廿四條

第廿五條 バ決シテ往診ハセザルナリ 教師ヲ自宅ニ招キ診察ヲ乞ント欲スル者ハ其由ヲ常直醫ニ申達シ豫メ其容躰ヲ委シク告グ可シ、來院能ハザル病症ニ非レ

第廿六條 コレヲ示スベシ、尤是迄ノ見掛リ醫者出會スヘシ 教師病者ノ宅ニ往テ診スルトキハ當直ノ壹人上等醫生壹人通辨壹人ナリ、其外生徒ノ內ヲ召連ルルコトハ時ニ牕ジテ教師

第十七條 教師ヲ揺キ診察ヲ乞フトイエドモ茶煙草盆ノ外饗應ニ及バズ、尤時菓ヲ出スコトハ病家ノ心ニ任スヘシ

第十八條 總テ療病院ノ治療ヲ受ル間ハ他ノ處方ヲ用ヒ他ノ治術ヲ施スコトヲ禁ズ、食物衣服湯浴其外一切當院ノ指揮ヲ背クベカラ

第十九條 病者ノ食料飲料總テ等ヲ分チテ人ノ强弱ニヨリ之ヲ供ス

第三十條

當院休暇

日曜日 正月元日ヨリ十日迄

天長節

西洋元旦 五節句 暑中三十日

十二月十五日ヨリ同月晦日迄

右ノ通相定ムルトイエドモ當直醫ハ常ニ在院スルコトニ付キ急病或ハ大患者アルトキハ何日ニテモ申來ルベシ

第四章 診察料並藥料

第三十一條 回ハ別段納金ニ及バズ、診察四回ニ及ババ更ニ金壹圓ヲ納ム、爾後モ四回目ゴトニ金壹圓ヲ納ムルコト皆前ニ同ジ 總テ常院ニ來テ教師ニ診察ヲ乞フ者ハ初回ノ診察ニ診察料トシテ金壹圓ヲ常直醫ニ渡シ之ヲ出納局ニ納メシム、二回三

第三十二條 入院病者ハ初回ノ診察料ノミニテ在院中幾回診察ヲ受クルトモ其料トシテ更ニ納金ニ及バズ

教師ヲ招キ診察ヲ乞フ者ハ毎回金薫圓ヲ診察料トシテ當直醫ニ渡シ之ヲ出納局ニ納ムベシ

診察料ヲ納ムル者へハ當直醫ヨリ出納局ノ請取證書ヲ渡スベシ、總テ診察料ハ先納タル可シ、尤至急ノ疾病診察ノトキ

ハ後ニ納ムルモ苦シカラズ

第三十四條 第三十三條

第三十五條 | 薬料ノ儀ハ其配合薬物ノ元價ト用量ノ多寡ニ因リ各人其薬料一定セズ、故ニ薬ヲ受クルトキニ臨ミテ出納局ヨリ時々其

代料ヲ承リ之ヲ納ム可シ

第三十六條 入院病者ノ褧料ハ入院入費金ノ内ヲ以テ相賄ヒ別ニ之ヲ納ムルニ及パザルナリ

Ŀ

右之通可相心得候事

果 H П 漿 病 院 時

代

療病院入學生徒條則

第一條 常院入學ノ生徒ハ在學三年ヲ以テ限トス、三年ニ滿ザレバ退學ヲ許サズ

入塾生ハ食料並諸雜費トモ見積ヲ以テ生徒ノ身許ヨリ其年分ノ金高ヲ出納局ニ先納セシメ之ヲ以テ供給シ生徒金錢ヲ帶ルヲ 當院入學受業費料トシテ一ケ月金臺閩宛上納スベシ、但入學ノ月ヨリ其年分總テ皆先納ナリ

但燕居ノ節ハ洋服ニ限ラズ心任セタルベシ

禁ズ、醫療器械書籍筆墨紙臥褥傘帽履笠等其外衣服必要ノ品ハ生徒ノ身許ヨリ一先用度局ニ受ケ之ヲ檢メ更ニ生徒ニ與

人塾並外來ノ生徒トモニ教場或ハ病者ノ収扱ヒ等ニハ洋服ヲ着ス可シ、尤地合ハ絹綿ラシヤ、フクレン等勝手次第タル可シ

第四條

入塾生ノ燈火ハ四人前ニ石炭油燭一筒ヲ設ケ日没ヨリ第十字迄之ヲ點シ第十字後ハ一室ニ臥燈一箇ヲ點ス 入塾生ノ火鉢ハ華氏檢溫五十五度以下ノ時令ニ至ラバ二人前ニ一箇ヲ與フ、溫暖ノ氣候ニハ煙草盆ノミ與フ

第五條

第六條

第七條 食時ハ朝第八字、費第壹字、夕第六字ト定ム、尤炎暑中ハ朝第六字、晝第十二字トス

入塾生ハ日々入浴セシメ石鹼ヲ與フ、但大風或ハ非常ノ節ハ浴場ヲ設ケザルコトモアルヘシ 休日ニハ入塾ノ生徒逍遙散步セシム、飲食辨當ヲ携ヘシム、休息ノ席代茶代トモ生徒収締ヨリ之ヲ辨ズ

第九條 第八條

第十一條 入塾生外來生トモ都テ生徒収締ノ指揮ニ隨フベシ

事故ニョリ講席或ハ正課ヲ缺トキハ生徒収締へ申出ベシ

生徒學ニ在ル長幼尊卑ヲ論ゼズ學業ノ等級ヲ以テ序トス、其等同ジキハ先進後進ノ序ニ因ル

第十二條

教師朝第八字

朝第七字 ヨリ出頭ニテ五字ノ間在院以テ診察療治教示等受業ノ時トス

九四

京 都 療 病 院1;

第十四條 生徒ノ門限ハ朝夕第六字ヲ限リ夜中ハ出入ヲ許サズ

第十五條 入塾生ノ外出ハ生徒取締ニ達シ門信ヲ請テ出デ歸塾ノ時ハ門信ヲ還スベシ

第十六條 入塾生へ其親戚朋友來訪ノ時ハ其儀ヲ塾長或ハ取締ニ告ゲ而後對談ノ席ニテ面語ス可シ

第十八條 看頭へ病人ノ症狀病理療法ヲ教師ヨリ授クルトキハ他ノ生徒其左右ニ在テ之ヲ見習フ可シ

教師上等生ノ内ヨリ更ニ治療進步セルモノヲ撰ビテ病者ヲ看護セシメ詳細ニ治療法ヲ授ク、之ヲ名ケテ看頭ト云フ

第十七條

第十九條 生徒上等ニ登コトヲ得ザルモノハ療病ニ從ハシメズ

第二十條 看頭自己ノ病アルトキハ之ヲ當直醫ニ屆ケ檢查ヲ受ケ亦代人ヲ乞フ可シ

第十一條 日曜日休業ナリ、但急病或ハ大病ノ者アレバ此限ニアラズ、看頭ハ日曜日タリトモ休暇ナシ

第十二條 看頭モシ規則ヲ守ラズ行狀放逸ナラバ速ニ看頭ヲ奪フベシ

第十四條 第十三條 初學ノ生徒解剖執刀ニ從事スル者ハ病者ニ接セシメザルナI 病室ニ於テ飲食ヲ炮煮ス可ラズ、且喫烟ヲ禁ズ、薬局ニ於テモ亦然リ

第十五條 楽局へハ其事ニ從フ者ノ外ハ總テ生徒ノ來入ヲ許サズ

第十七條 第十六條 身體ハ勿論塾中並用具等不潔ナルベカラズ

熟中醉ヲ催ス飲料ヲ用フルヲ禁ヹ

第十八條 毎年五月十一月兩度官員出張シテ學業ヲ試檢スベシ

第十九條 「ルコトモアルベシ、但此退塾セシムル者ハ爺テ納ムル所ノ其年分入費金ヲ沒入スベシ、入塾セザル外來ノ生徒モ規則ニ反スルコ 入塾生モシ規則ニ背クコトアレバ半月或ハーケ月ノ入費金ヲ罰金トシテ納メシム、事甚シキニ係ラハ退塾或ハ醫業ヲ差止

トアレ バ此例ニ准ジテ處置スベキナリ

栗

Ш П 搲 抓 時 ft

九 五.

以 上

右之條々可心得い事

壬申十月

入塾生徒一人入費見積

一金拾貳圓 一ケ月金壹圓宛 學費料十二ヶ月

一金多拾圓 食料 十二ヶ月

一ケ月金武圓五拾錢宛

但當壬申十月米價ヲ以テ見積リ其價ニ從フ故ニ時ニヨリ書面ノ金高差異アルベシ

一ケ月金壹國五拾錢宛

一金拾八圓 諸雜費十二ケ月

但炭油浴湯並休日散歩食肉辨當其外入費コレニ充ツ

メ金六拾圓 平均一ケ月金五圓宛

十一月十日には療病院の申議を認め、府は病院職員の月給を次の通り規定した。 但醫療器械薬物衣服書籍硯材筆墨紙卓傘帽履笠臥褥火鉢等ハ此外ナリ

當直路 同 江馬權之助

η̈́Ú Ш 松 閣

京 都 療

病

院

九六

栗田 П 療病院時 代

右一ケ月一人前金五圓宛(各通)

右取締可相成者一ケ月一人前金拾圓 右一ケ月一人前金二十五圓宛(各通)

樂局出仕

槆

井

俊

助

軒 民 閣

右一ケ月一人前金五圓宛(各通)

藥局出仕 記 須 田 松 Ш 中 阎 英 周 元 橘 藏 吉

同

同 同 同 同 亥 眞 新 楢 1 旞 鳥 宫 石 林 精 中 凉 利 建

同

藏

吉

九七

同 給

奥 小

村 泉

宗

義 永

仕

惟

同

柱 原 鳴

彦 隆 禮

馬

□ 書

尾

橫文書記

造 藏

京都府立醫科大學八十年史

間

占 田 興

九八

右一ヶ月一人前金三圓宛(各通)

なお同日附を以て上京區第九組笹屋町にあつた種痘館を療病院の所轄となし、その俸給を次の通り定めた。

月給 二一圓

同

十七圓

同 十五圓(各通

(備考)

種短館總長 江 前 馬 田 櫙

松 Ż 助

閣

同 補助

器員

//> 石 中

楢 林 建

吉い藏

同 同

のを、 種痘館とは嘉永二年十一月楢林榮建、小石中藏、江馬帽園、 同四年更に種痘館に改め、府下における種痘普及に貢献していたものである。 熊谷直恭らの興した有信堂の後身であり、明治二年種痘所と改稱した

當時京都府當局の間では、管内で醫業を營む者の巧拙を試験し以て司命の重責の萬全を期そらとしたので、療病院

から次の申議をした。

療病院已ニ建置ノ上ハ管内醫業ノ者ハ専ラ習學受業勿論之事ナレドモ入學セサルモノノ儀ハ術業ノ成否知リカタキニヨリ逐々試檢ノ

アルヘキママ各一層勉勵研究スヘキ様管内醫業ノ者へ御説諭ノ御布告有之度此段中上候

病 院

療

明治五年十一月

府ではこの申議を採用し管内醫師に次の戒告を達した。

療病院相設候上ハ管内隣業ノ者精々習學受業可致ハ勿論之儀ニ候得共自然人學難致者ハ其術業之巧拙不相分候ニ付追々試檢可有之候

條各一層勉勵研究致置可申事

壬申十一月

右之趣管內醫業之者へ無洩相達者也

教師ヨンケルは十一月十二日から解剖學の講義を始めた。療病院では入學できない管内醫業者のために特別聽講の

京都府知事

長 谷

信

篤約

便を計る案を立て府へ次の中議をなしたが、これは「難聞屆候事」として許されなかつた。

當院教師頃日解剖學初步教授ハシメシニ捷徑法ヲ以テ鄭重ニ示シ教訓行屆キシ様ナリ、付テハ當院入學受業相成カタキ者ヘモ其教法 人ヲ以テ管内醫學巡講人トシテ僻遠ノ地ニ至ルマテ傳習分布ノ基ニ致シ度此段奉伺候 曹ク傳習セント欲ス、依テ管内踏業ノ中學力雄怖ノ者ヲ撰擧シ産科受業人同様ニ學費料一ケ月金壹圓ヅツ免除シテ教法受業セシメ此

但傳習セシムル受業人ハ逐々撰舉ノ上可同出存候

明治五年十一月

療

病 院6)

特別聴講の制度があつたらしいことが窺える。 解剖學特別聽講制は實現しなかつたが、この文書により、當時管內で産科を業とするものに對しヨンケルの産科學

次に十一月京都府が管内に布達したヨンケルの課業表は次の通りである。

粟 [1] 口 摖 挑 院時 10

九九

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) 京都府史第一篇政治部衞生類

療病院教師課業表京都府立醫科大學八十年史

					1		_	
ナ日リ々	土	金	木	水	火	月	日	
	曜		础	曜	1117	112	117	
字ョ	B	日	В	E	B	В	日	
第八字ヨリ第九字マデハ初學生ニ教へ、	解剖學教授	解剖學試業	解剖學教授	解剖學試業	解剖學教授	ノ總試業	休業	至自第第九八字字
三数へ、第九字以後ハ進學生へ教授ス	產科教授	外來病者診察	諸病看護法	外來病者診察	キ」其他ノ業ヲ教授サキ時ハ「キリニツ	外來病者診察	休業	至第十一字字
進學生へ教	右同	右同	右同	右同	右同	生ニ教授ストラ	休	至自第十
授スル	M	W	斷	W.	断	公等ヲ監	業	字字

[][阴 治 六年

との年三月、療病院では非常時における立退場所を定めておく必要を感じ、知恩院並に南禪寺と談合の結果、三月

十二日に至り次のような回答を得た。

上 書

口

昨日療病院非常御手當所之義御達ニ付當山內良心院先求院右兩院ニ取極候ニ付此段申上

以上

知恩院住職

大教正 漆 間

隨

譽

南禪寺役者

療病院非常之節御立退場所ニ被仰付奉敬承候則當山方丈ヲ御立退場所ニ仕置い間此段御

壽光院

明治六年三月

受奉申上い 以上

御

請

日 野 西 觀 道1)

九月になり療病院に施療患者の病室を設けた。とれは教師講述上の治術につき、とれを實際に試験し生徒らをして 粟 田 療病院時 代

0

その真髄を體得せしむる目的に出でたもので、療病院から府へ次の申議が翳局及び出納局の所見書と共に出されて

いる。

モ先在來之品ヲ相用度ルニ付醫局出納局之所見書ヲ添奉伺ル事 當院教師日々所講述ヲ以テ之ヲ實際ニ試験シ生徒ヲシテ體認セシメ度依テ今般在來男女之病室各一ケ所ヲ以テ貧病室ト相成隨テ器械

明治六年九月十日

療 病

院

別紙(醫局の所見書)

區分シ諸器械モ在來ノ品ヲ可相用い尤治療ニ至テハ貧富之差別無之旨中聞セ候付テハ當時格別之器械新調ニモ不及哉ト奉存い 今般於當院內餐病室御設可相成ルニ付其室之裝置並ニ治療之次第等教師ヨンケル氏へ質問仕い處其室ハ先當分男女トモ在來之病室ヲ 局的

明治六年九月十日

病 院 醫

療

出納局の所見書は亡佚して傅わらない。

次に醫學教育に關する方面を瞥見してみると、この年二月、教師ヨンケルの勸奬に從い療病院の正則生徒に理學化

學二科を授けることにした。

テ不都合之場合モ有之いニ付今般更ニ同所教場ニ於テ午後二時ノ教授間操合有之度い間此段同舍へ御達被下度奉存い 當院正則生徒未タ理學化學ノ二科ヲ經サル者ニ候間語學ノミナラス右科歐學舍ニ於テ相學ハセ度旨教師ヨンケル氏申出はニ付其儀リ ユードルフ氏ニ打合い處ヨンケル氏ヨリ兼テ其二科教授之儀ハ依賴有之旨相答いニ付右樣運度付テハ是迄教授相受居い時間短少ニシ

るととになつた。ところが七月になつて、河原町二條下ル長州藩邸跡の勸業場(今の京都ホテルの地)内に設けられ 卽ち療病院の正則醫學生は、 歐學舎のドイツ語教師リュードルフ・レーマンに理化二科を學ぶため歐學舎へ通學す

簡單に通學することができなくなり、

↑後は院内に於て自習輪講すること

ていた歐學舎の獨逸學校が移轉することになつたので、生徒らは病院から



ッ

沿岸にあたる洛西葛野郡梅津村に地をトし製紙場梅津パピール・ファブリ とへの往還に便利な方面へ移つたものではなかろうか。 い。しかしとの年六月京都府はリュードルフ・レーマンを起用して、桂川 にした。 ク (明治八年十二月竣工) 獨逸學校の移轉先は「明治文化と明石博高翁」によるも明かでな 建設の監督に當らしめているので、恐らくそ 療病院から府へ差

出した申議に曰く、

讀輪講爲致いテハ如何教師ヨンケル氏へ打合仕い處致承知い付此段奉伺い 費ノミナラズ當院教師之講述ヲモ暗誦難成段甲出ル間炎暑ニ差向殊ニ日中之往還ハ勉勵難相成ル故當分於當院舍密窮理等之意味學授 紙製所へ罷越い餘日ニハ午後一時ヨリ二時迄通學可爲致樣相答いニ付其段生徒中へ申聞い處右舍ト當院道路掛隔相成啻往還 當院生徒是迄歐學舍へ午後三時ヨリ四時迄通學爲仕い處此度右舍轉移相成い付其教師レーマンへ直ニ時刻彼是打合オヨヒ候處梅津洋

治六年七月

栗 田 口 療 焖 院 凡時代

> 病 院+)

療

0

(1)十一月より滿三カ年間語學數學教師として雇入れの契約をしたが、結局獨逸學校に於てドイツ語を教授せしめた。給料は一カ月洋 リユードルフ・レーマンは大阪川口に貿易商を營むレーマン・ハルトマン商會のカール・レーマンの弟、 京都府では、 明治三年



銀二百五十ドルであつた。

(2)リー又びその妻ジョセフインを教師として、本屋町三條下ル路地に開かれたので インを教師として、河原町二條上ル高田派別院内に、佛學校は佛人レオン・ジュ 三年十一月、河原町二條下ル勸業場内に、英學校は米人チャーレス・ボールドウ て、これを歐學舎と總稱した。獨逸學校はリユードルフ・レーマンを教師として 歐學舍 京都府では中學校の一分科として、獨逸學校、英學校、佛學校を興し

月からのことで次のような授業料に關する中議書が残つている。

療病院では、正則生徒の他に、小學校で普通學課を修めた程度の者を收容して豫科を置くことになつた。それは九

今般醫家子弟小學校ニオイテ普通學課了候後豫科學受業願出い者月前學費料金五十錢爲納度此段奉伺い

但豫科學ハ教授等ヲ以テ爲取扱一切教師ノ手ヲ不經い

教師授講ノ本科學費ハ月前金一圓ニ付豫科學費ハ東京醫學校之例ニ傚ヒ本書之通御治定被爲成度事 明治六年九月

療 院

九月頃府下に流行性腦脊髓膜炎が流行したので、府では療病院に命じ本病豫防に關する小冊子を編輯せしめ、とれ

ておく

當節市郡處々に於て腦項體院燉衝病とて卒中狀若くは痙攣症を發して斃るるもの間々これあり依て其豫防法を左に掲載す

日々入浴して石鹼を使用し汗を流し垢を落し身體を清潔ならしめ日中戸外へ出るには帽笠を頭に 被ひ 日光の射照を避くべ 大便の祕結するものは瀉利鹽一錢より三錢までを木一合位に融解して其模様により斟酌して飲むべし

し、更に白色の木綿にて頭頂を被へば盆善とす

て熱く煮立たる食物ハ用捨し熟せさる柿嚢をも慎むへし、飲料にハ新汲の清水及ひ里沒哪垤、炭酸泉を飲むべし、日本酒ハ冷飲す 食物ハ消化なし易き品を撰ふへし、其尤善きものは新鮮なる牛肉鷄卵などに野菜を交たる料理なり、尤飽食するを忌む、都

るも多分なるを忌む、殊に熱茶熱湯煖酒杯ハ飲むへからす 居宅殊に寢所走り場廛溜なとをよく掃除清潔し時々窓障子を開き置き外氣を入て室内の氣を新鮮にすへし

第五條 大小便とも厠に久敷溜め置へからず、人家稠密なる地ハ殊に注意すへし、別して傳染病者の大小便ハ必す遠隔りたる土中に

はむへし

第六條 線跖水を衣類寢所臺所走り場に撒潑すへし、且手拭にひたして朝夕二回身體を拭ふへし 深更まで夜行するハ善からず若し差向用事ありて夜行し衣の露に濕ひたる時ハ乾きたる衣に取換へ其儘寢所へ入るへからず

預め脳脊髄膜焮衝病を防ぐには衣を纏ふて身體を温め殊に居室を清潔し朝夕室内に外氣を流通し濕氣を避け夜氣をも避くへし、 腦脊髓膜脈衝預防法

老少に拘らず身體を適宜に運動せしむへし

口

撥病院

比時代

譬ハ深更まで納凉して露坐するなど是なり

居處近傍の便所などには惡臭を吸收すへき物質にて之を防ぐへし、假令ハ石灰を水にとき刷毛を以て日々便所へ塗付るなど是な

b

一 駆硬にして消化し難く胃を膨す物ハ食すへからす

未熟の果物などは胃腸粘液膜を害し從て大便下痢を發す

十一月になり、 鹽魚及ひ鹽漬の野菜なとを多分食すへからす、消化機の運用を害する事甚し、精々新しき肉類魚類野菜精熟の果物を食すへし 佛學校教師ジュリーに就き生徒をしてラテン語を學ばせることになり、次の申議が認可された。

但右生徒勤惰爲取調當院會長原口隆造差添申度い

當院生徒中於佛學校羅甸語學始終質徹受業仕度いに付其段學校課へ御達被成下度奉伺い

明治六年十一月十五日

病院7)

療

ぜこんなに報告が遅れたかというと、昨年十一月開業以來日なお淺いのでなるべく報告の期をずらして一カ年に近い 數、月別患者數等を知り得るわけで、大へん貴重な資料である。なお女生徒とあるのは女看病人卽ち看護婦の生徒の 統計を出したかつたからだと考えたい。との報告書によつて當時の療病院の陣容、 書式ニ照シ其ノ事由體裁等ヲ錄申」せしめるととにしたので、府では十一月に至り漸く報告書を作製し提出した。な 先きに文部省では、七月九日布達第百號を以て、「各府縣管内現ニ病院若クハ會社病院等ヲ設クルモノハ頒ツ所 經費、教授課目と日課 生徒

本年第百號御布達當府管下ニ設立有之い病院取調早々可提出旨ニ付即別册致進達い

ととではなかろうか。

知事長谷信篤代理

京都府七等出仕 國 Ħ Œ 文

文部省三等出仕

田 中 不 鹰 殿

(別册)

療病院一箇所

明治五年壬申十一月京都府管下山城國愛宕郡第五區粟田口村青蓮院宮舊邸ニ於テ假ニ療病院ヲ設立セリ、是ヨリ先キ府廳ニ於テ病院 テ若干ヲ得タリ、是ニ於テ府崛其地ヲ擇フニ皆蓮院宮舊邸ノ爽境淸潔ニシテ且其屋宇寄附セシ所ナルヲ以テ遂ニ假院ヲ此ニ設ク、又 告シ療病院ヲ建立セント欲スルノ趣意ヲ示ス、人民之ヲ體認シ競フテ金穀屋宇等ヲ寄附シ以テ其資トナス者陸續トシテ斷へス積累シ 建立ヲ謀ルコト久シ、而シテ良醫ノ得易カラサルト費用ノ出ル所ナキヲ以テ擧行スルヲ得ズ、因テ明治四年辛未十月ヲ以テ管內ニ布 獨逸國人當時英籍ヨンケル・フヲン・ランゲツクヲ雇テ教師トナシ内國人數名ヲ雇テ醫事學事ニ給シ且ツ庶務出納等ヲ管理セシメ府

明治四年辛未八月ヨリ京都府管下有志ノ者洛附金千八百圓年ノ間、、醫業補助金六百圓、藥物業補助金四百圓、 千百圓、 六千圓、其外診察料金三百圓、蘗種代金二百圓、種痘料金二百圓、入院料金三百圓、授業料金四百圓、且月々入費餘リ金貸付利金三 一ケ年惣高貳萬三千三百圓ヲ以テ一切ノ入費ニ充テ常療病院ヲ保續スル次第ナリ 娼妓歌妓補助金一萬

員之ヲ監督ス、是假療病院設立ノ次第ナリ

一ケ年凡入費一萬八千圓

庶務取縮

忠

渡

純

Н 療病 院時 代

粟

出 同 樂 通 當 局 直 納掛 取調 長谷川 古 新 掛 渐 眞 醫 Щ 辯 719 六 李 廣 岛 安 井 害 鳥 麡 H [14] 角 潮 凉 凉 利 紀 良 美 隆 元 成 精 文 博 周 凞 湖 介 家 民 #F 友 種 通 彦

右月給合金四百五拾八圓

壹ケ年合金五千四百九拾六圓

栗田

口療病院時代

兼舍長 歐文書記 原 桂

造

彦 隆

給

仕

書 須 記

Ш

英

檑

高 楯

酺

良

掛

器 械

> 田 中 元

> > 造

一明治五壬申年八月廿五日ヨリ滿三ケ年ノ間醫師獨逸人當時英國人籍ヨンケルフヲンランゲツク雇人、

男 看病人 女 看病人

吉

田

興

Ξ

泉 村

永 義

奥 木

宗 得

村

治。

一 〇 九

初一ケ年ハ三十日ニ付金貨四百五十圓、第二ケ年、三ケ年トモニ五百圓宛

京都府立醫科大學八十年史

療病院治療條則

合册 (省略)

療病院入學生徒條則

	t	金	木	水	火	月	В		
	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜		
	B	日	B	日	日	日	日		教科
以上教師ヨンケル氏講義	解剖學 產科 病理學	解剖學	解剖學 產科 病理學	闰	司	解剖學	休業	(七時ヨリ第九時ニ至ル) (但シ三)科重講ノ日ハ第)	日課
以上學務掛受付	右同	右同	右同	右同	右同,	數學	休業	第十時ヨリ第十二時ニ至ル	

患者員數

五月 四月 三月月 七 片月 月

二 十 三 四 七 三 二 十 九 十 十 七 九 人 人 人 人 人 人

右外來入院物計 二百九十八人8)

一三七六四人人人人

外來

女生徒

須

川英橋 七十五人

粟 田

口 療病

院時 代

なつているのである。 が庶務収締の仕事に任じ、 みで、新顔として島成家、 次に人事の異動について記せば、 新宮凉閣 眞島利民、 又横濱十全病院の教師セメンズの所から來た山田文友は通辯に、同じく木下熈は蘗局掛に 安藤精軒等七氏の内、 新宮京介兩氏が當直醫に名を連ねている。そして醫師の資格を有する廣瀨元周や李家隆彦 前年開院當時當直醫として勤務した、 一カ年を經たこの年十一月、 前田松閣、江馬權之助、小石中藏 引續き在任したのは眞島、 安藤兩氏 楢林建

新醫學を導入した。 九月には醫員李家隆彦を丹波三郡 病院からの申議は次の通りである。 (桑田、 船井、 何鹿) に派遣講師として巡廻せしめ、 該地方居住の醫家に對し日

基キ不都合無之様日新進步ノ域ニ立至リル様誘導爲仕度此段奉伺い事 周輝自ラ來院シテ早々巡廻設輸仕吳候樣及示談いニ付テハ、今般李家隆彦ヲ右三郡へ差越村々巡回爲仕醫業湯樂物業共ノ修行方心得 丹波三那醫業ノモノ徒ニ古法ヲ墨守シ家方ヲ確信シテ未タ天地普通ノ大道ヲ不知ニ付長田重遠之ヲ憂ヒ教尊ノ儀當院へ及打合、 篤ト講談說楡且夫々人物相撰擢テ講師トナシ學務ノ儀ハ専ラ 講師ノ申分ニ從ヒ醫務ノ儀ハ必ス取締ノ申分ニ爲從一々文部省ノ布令ニ 宮地

療

病

院的

明治六年九月

二月、 十二月七日附で柳下士興を豫科教授掛に任じ、次で十二日附で半井澄を庶務取締兼通辯、 永松東海を聘して醫務収締に任じ月俸として破格の百圓を給したが、 八月七日解して東京大學に去つた。 村治重厚を當直醫兼記聞

當時の職員俸給は次表の通りであつて、開業當初に比較してやや增額されている。三段目の人名は筆者が記入した

掛として招聘した。

外

或

教

師

名

ヨンケル

金貨

元〇〇圓

栗

Ш

П

療

病

院

Βij

代

(10)

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 京都府立療病院第一次年報

當 藥 書 器 書 事 庶 豫科學教授係 通 康務取締銀通辯 當直醫發記聞係 記 泉教場 務 械 務 局 直 取 係 孫 記 員 係 N 縮 辯 京都府史第一 二名 三名 四名 三名 四名 名 名 名 名 名 名 篇政治部衞生類 华井 高橋良輔 原口隆造、 吉岡美種、 渡 新宮凉湖、 安藤精軒、 柳下士與 須川英橋 村治重厚 山田文友 忠純、 澄 本 柱 廣瀬元周、 眞島利民、 酒井良顯、 彦馬 凞 李家隆 長谷川紀 田中元遊、 島 成家 新 六角倾通 -七 五圓 圓牛

五〇圓 Fi. 〇 圓 七〇圓 七〇圓

三圓半

7i.

Ħ. 雕 解 剖

庵らの江戸小塚原の腑分け(1771)に先立つこと實に十七年である。 で罪囚の屍體を解剖したのであるが、とれがわが國における人體解剖の嚆矢であつて、前野良澤、杉田玄白、中川淳 のである。卽ち寶曆四年(1754)閏二月七日に、山脇東洋が、門人小杉玄適、原松菴、伊藤友信らと共に洛西の刑場 わが國解剖史の上で、京都は最も榮光ある地位を占める。醫學における科學的實證精神は實にわが京都に發祥した

表」から、京都における人體解剖に關する事項を摘出して表示すると次の通りである。 爾來京都では、多くの進步的な醫師たちによつて二十回近くも解剖が實施されてきた。予の舊著「皇國醫事大年

同 和	安永四。 八。	同八。二二。三	明和七·四·二	同八。五	賓曆四·閨二·	年次
一七七六	一七七五	五一七七二	五一七七〇	一 一 七五八	七二七五四	西曆
間	同	山脇東門	荻野元凱、河口信任	伊良子光顯(伏見)	山脇東洋、小杉玄適、原松庵、伊藤	解剖者
男子內景	まり、景質・園	て玉碎り	解疑篇		藏志	關係著書

þ				
L				
Г	ı	r.	٤	,
	1	d	ξ	ż
	٩	-	1	٦

明	司一七八三	小石 、橘南谿、中川周藏 (伏見)	2季
年。	Ī	1二億名四次第日	
覧政八・一〇・一	一七九六	柚木太淳	眼科精義
同年。二二、一八	ΙΊ	小石元俊	發鞭 威
同九・一一・一八	一七九七	柚木太淳	解體瑣
同〇・二・一五	一七九八	三摇環善、橋本宗吉、山脇東海	施樂院解
享和一。冬。	一八〇二	一 笙州、淺井南	解體發蒙
	八〇二	获野元凱門人中逵山岩村	
文化九・一一・三七	八二	小森桃塢、藤林	解剖
文改四・一二・一六	<u>八</u> 三 二	小森桃塢、池田冬藏	解嚴

さて明治になつてからも、先人好學の精神は毫もすりへらされていないことは次の建議によつて立證し得る。

直ニ醫道開化シ學術進步ヲ以テ其大本ヲ了解シ、疾病ノ眞理治術ノ區毀ヲ得ルナリ、何卒解剖所取開有之度存い事 遺漏不少候、依テ更ニ解剖所ヲ被設立刑屍者有之い節右場所へ屍骸ヲ下ケ賜リ度、肢體臟腑ヲ分剖解散シ驚理研究智學爲致い得ハ、 解臓學ハ醫科之要務、理學者密ニ専ラ關涉致候學科ニ候處、從來圖象及ヒ獸畜ノ類ヲ以テ試驗講習罷在ル得共、實物研究ニハ難相成

辛未十月十九日

栗四口療病院時代

五五

숨

密

局4)

て大阪含密局が開かれたとき傅習生としてハラタマに親炙した縁故があるので、京都にも含密局を興すことは博高の 治二年二月、大阪に浪華假病院が新設されたとき招かれて薬局主管兼看頭となり、次で同年五月蘭人ハラタマを迎え ル勸業場內に設けられたもので、この年十月京都府出仕となつた明石博高がその主任に補せられた。 合密局というのは、 京都將來のため理化學の普及と工業化學の研究を目的として、明治三年十二月、 博高は先きに明 河原町二條下

場所を穿鑿して改めて申出るようにと回答したので、一週間置いて今度は泐業掛から次の伺書を提出した。 に明石博高が當時新進の蘭方醫家たちの要望を代辯したものに他ならぬのである。府ではこの建議に對して、 そとで前記した四年十月十九日附の解剖所取開方に關する建議は、 提出者は含密局になつているけれども、 要する

宿願であつたわけである。

宇治郡厨子奧村 黑 谷 燒 場

右日ノ岡刑場後ロ山ニ有之い處解剖所建築辨理之處柄ニテ且明地ニ相成居い事ニ付右地所へ取設仕度此段率伺

勸

掛3)

但場所へ建築被仰付ルハハ家建並仕法等別ニ取調可奉伺ル

未十月十五日

所(五年には含密所となつたが六年には又含密局に復している)では次の通り差當り動物の解剖もここでやりたいと 之れに對し願之通り許可されたので、早速解剖所の普請にとりかかり、翌五年二月になつて竣工した。そこで舎密

前願している。

粟田口新築解剖所普請出來致いニ付向後解剖用ニ相用度伺い事

追テ獸類解剖之儀於舍密所研究講習爲致い處、受業生多人數殊ニ場所狹少ニ付致退雜 No

間向後獣類解剖モ新築解剖所ニテ受業爲致い事

壬申二月十五

舍 密 所的

年一月晦日に至つて四體の罪囚の屍骸を下附されることになつたので、解剖所管理の含密局では、 さてその後との新築の解剖場を人體解剖のために利用する機會にはなかなか惠まれなかつたようである。 前年十一月創立せ 漸く翌六

醫學爲研究解剖學實試致度二付無籍 ノ刑が御取捨相成い死體有之い得ハ御下渡シ有之度於 られた療病院と連名で次の請願を提出した。

粟田口解剖場觀可致此段奉願

明治六年一月卅 _

療 病

局5) 院

裝ス、 ニ便ス」とあるのでその大體が推察できる。との維新後の京都における最初の解剖にあたつては、 一體を剖験し、 柵ヲ植テ門ヲ鎖ス、 との解剖場の景況については、京都療病院新聞第三號に、「粟田口ノ山中ニ解剖場アリ、 新宮凉閣、 其内明豁ナリ、 九日より十三日にかけて更に二體を剖驗した。そして府下並に近國の醫師無慮數百名がこれを參觀 同原民、大村達齋、木村得正、真島利民、安藤精軒らが説明役となり、二月一日より四 西戶内ニー大组ヲ置テ解屍ノ所トシ其三面ヲ繞テ長榻敷級ヲ造リ後高ク前低クシテ衆人ノ聚觀 其中ニ堂一基アリ、 南北八間餘東西四間餘ニシテ四方ニ窓ヲ開キ東西ニ戶ヲ設ク、 療病院ニ屬ス、其 明石博高は執事と 皆玻璃 日に (地四周 かけて 板ヲ

粟

H

掀 抋

院

胩 代

たという。 ような「祭屍文」が残つている。 解剖の擧が終つて屍を山中に葬り、南禪寺に祭壇を設けてその氣を慰めた。瓶城子、 卽ち新宮凉介の次の

仁慈,是爾之賜、於5我如5師、爾償!前罪! 亦在!此時,一切旣立收葬可5恰、茫彼原野骨腐肉臺飽|螻蟻腹1充! 豺狼飢,多在!爾繫,爾 非5人、實堪1嘆堂、犯罪之報刑辟是隨、今也請5官傷1爾之屍1破5腦投5臟、我豈忍5為、忍而下5手有5一;1于斯7告]爾顛末1共諦1廳之1 維年月日、從言事解於言某等數人、執言清誦蔥香之奠言以祭言刑人某之靈、嗚呼爾天賦健體、操言心失言工、法令可言畏、 却死」弦、 夫解屍學爲B醫業基1不5明1此術1到底庸醫、誤5治害5人、萬々可5悲、乃解1解體1使5人無5疑、筋骨脉理細大不5遺、 昏迷之魂有」所言託依[惻』不」已、聊此陳」辭復漢之際欲」慰三幽思一 嗚呼爾其變 實驗惟詳、 111 何無知、 、 術期II 人而

これより先き次の請願が出されて、爾今解剖場は療病院の管理に移された。

粟田口ニ設建有之い解剖局ノ儀自後療病院へ請之同院所轄ニ相成度此段奉伺い

明治六年二月三日

療病院では早速同日附で、

瘀

病 課8,院

業

勸

瘀

病

院

明治六年二月三日

段奉何い

人體解剖之節琴觀願出い者ハ人別金量拾五錢ヲ以通劵致賣却右金解剖一事諸入費ニ充度此

もののようである。次で療病院では今後とも無籍の刑屍を解剖學實習のために下附方次の通り願い出でた。 という伺書を提出し、今次四體の解剖に當つても數百の參觀者から一人二十五錢宛の料金を徵收し諸入費に充當した

以 (後刑屍有之い節屍引請人無之分ハ當院解剖局へ御下渡有之度解剖實試可致い條此段奉願

置

明治六年二月十四日

療

病

院9)

かねて、 い出でた。ところが之れに對し京都府では早速評議を開いたが、こうした特志による解剖を許してよいか否かを決し その後療病院では、入院患者で死亡したものも場合によつては解剖して、醫學の研究に資したいと考えて當局に願 知事以下連名の次のような伺書を政府に差出している。

雖モ、旣ニ死スルノ婦ヲ以テ將ニ斃ントスルノ人ヲ助ケ、一人ヲ以テ千萬人ノ龜鑑ト爲ルコト其仁亦廣シト謂フヘシ、是ニ於テ歐魯 變症人ノ意表ニ出ルアリ、此ノ如キモノニ逢フ毎ニ必ス其死屍ヲ解剖シ其疾患ノ由テ來ル所ヲ窮メ之ヲ書ニ筆シテ後來治術ノ標準ト 如キ其最タリ、窃ニ閗、海外諸國ノ盛ナル、滋養ノ方醫療ノ術年ヲ逐テ精密ニ赴キ殆ド名ナキノ病ナク不可知ノ毒ナシト雖モ尚奇嵐 天地ノ動テ止マサル造物者ノ無巌滅ナル昨日未ダ常テアラザル所今日其無ヲ保ツコト能ハス、是學術ノ日新ヲ貴ブ所以ニシテ體道ノ ノ茶町ニ比スレバ其得失又同日 ノ人ハ之レヲ常トシテ恠マズ、子弟親戚皆其ノ解剖ヲ官ニ請フ、未ダ之ヲ以テ其ノ不幸不仁ヲ責ムルモノアルコトナシト、蓋シ弊俗 ス、夫双ヲ人ノ屍骸ニ刺シテ之ヲ寸斷毫桏スル卒然之ヲ見ルトキハ頗殘忍酷虐ニ似テ其子弟或ハ父兄親族ノタメ實ニ不忍ノ情不少ト ノ論ニ非ルナリ、當府下人民廣濟ノ志ヲ以テ昨冬療病院ヲ創建シ獨逸有名ノ醫ヲ招テ院中ノ師トシ、

川口擦病院時代

ng.

相濟は上ハ如元創口ヲ縫ヒ合セは義ニ付、別段不都合有之間敷ト相考は得共、前以伺定置不申はテハ臨時機會ヲ誤リは譯ニモ可至カ 來專ラ其病毒ノ所在槳力ノ當否ヲ檢査イタシい迄ノ事故、通常ノ解剖ノ如ク其全體ヲ分析スルニハ無之、唯其患部ノミヲ解剖シ點檢 解剖シテ天下後生ノ爲メ其病源ラ研究講明爲致度、尤其親屬ノ甘心セサルモノハ決テ之レヲ不行、一同承服ノ上ニテ致ルハ勿論、元 追々起死回生ノ功ヲ寒シ候ニ就テハ、此後若シ前件申述い通奇毒異症ニ罹ルモノ有之、截籍ノ所未見萬國ノ所未聞ニい得ハ其死屍ヲ ト此段同出い 明治六年四月廿日 右ハ一般仁術ノ深淺醫學ノ與廢ニモ關係致シい事ニ付內外ノ事情深ク御洞察御許容之有無至急御差圖被下度い也

院 御 F[1107

> 京 京

長 植

谷 村

都 都 府 府 验 知 事 事

京都府七等出仕

谷

起 Œ. 信 篤

孝

ΤĒ

申請でも持出すといつたような業々しい前記伺書を提出した經緯もよく首肯できるのである。 間の事情は維新早々の當時であるから當然地方迄傳わらなかつたものであろう。從つて京都府當局が、 いわゆる特志解剖については、既に明治二年八月に東京醫學校の請を容れて政府は許可していたのであるが、その 政府では一カ月餘經 恰も破天荒の

7 勿論府の申請を許可してきた。

伺之趣ハ其親屬承諾之上ニ候得ハ不苦事

明治六年六月二日

ところが因循で迷信深き古都の人心を納得させて特志解剖を申し出させることは、實際問題として甚だ困難極まる

とは、予の想像の誤りでないことを裏付ける事實であろう。設置したこと、次で七年一月八日に至り、療病院の解剖第一號として二十二歳の女の腦脊髄膜炎による死體を得たて設置したこと、次で七年一月八日に至り、療病院の解剖第一號として二十二歳の女の腦脊髄膜炎による死體を得たこ 考えが府民一般の間にあつたのではなかろうかと予は推察する。六年十月に至り、療病院ではその域内に假解剖所を 事實であつた。殊にその原因の一班が、解剖を賴めば粟田口の山の中へ持つて行つて切り刻まれるのだというような

二年、十三年の兩年に解剖敷が著增しているのは、一にショイベの努力と熱心な勘愛によるものと考えられる。 人教師の影響というよりは、府民の間に解剖に對する理解が漸次增して行つた事實を立證するものであろう。但し十 次に療病院雇外人教師と年次別解剖敷とを表示すれば左の通りである。解剖敷が逐年少しずつ增加しているのは外

同	同		间		同	同	明治	年
一四年	主作	士二年	十一年	年	九年	八年	七年	次
六	h .i	一 四	八	Tî.	-ti	=	Ξ	解剖數
	十四年十二月マデ	ショイベ		1-1.	マンスヘルト	九年三月マデ	ヨンケル	外人教師

不田口祭病院時代

京都府立醫科大學八十年史

尤も非囚の屍體は、 相變らず粟田口の解剖場で解剖していたのであり、十月には罪囚のみでなく、更に投産所の受

業人の病死體をもここで解剖できるように伺書が出ている。

窮民授産所は明治三年十一月上京區中立資通智惠光院東入北側に設けられた府營の社會福祉施設であつて、無籍無賴の窮民を始め 放蕩慚惰の徒を收容し、各人の體質性質に應じ適當なる職業を與え技術を習得せしむるを目的としていた。

創立い授産所受業人病死イタシ候者之內其原籍ナク亦親族ノ死屍可請取人モ無之分ヲ解剖シ、病源ヲ研究講明爲致度段漏載い付尚又

府下療病院ニ於テ先般管內之人民奇患變症ニ罹リル死婦ヲ解剖スルノ儀旣ニ本年四月准允ヲ經ル得共、懲役人及ビ先年當府ニ於テ致

相同い條至急御指揮被下度い也 明治六年十月三十一日

知事長谷信篤代理

京都府七等出仕

國 重 ĪF. 文

右大臣 岩 倉 具 视 殿(6)

とれに對し十一月十三日附で「伺之趣聞屆候事」と許可されている。

の果たした啓蒙的効果は可なり高く評價してもいいだろうと思う。從つてこの年十二月三日には、醫師のみならず按 摩按腹産婆針灸を業とする者にも参觀を勸獎している。粟田口解剖場がいつまで活用せられたかに就ては記錄の徵す 粟田口解剖場の屍體解剖は、恐らくその都度都下の醫師たちに回章を以て豫告し參觀を促したものと思われる。そ

註 (1) 中野操・皇國醫事大年表(昭和十七年)

(6) (2) (3) (4) (5) (8) (9) (10) (15) 京都療病院新聞第三號(明治六年) 京都府史第一篇政治部衞生類

(14) (11) (12) 田 (13) 京都府立療病院第一次年報

田中緑紅・明治文化と明石博高翁(昭和十七年)

明 治 -L 作

締を經由して療病院に屆けしめた。五月には次の雛形のような死亡屆を醫師、戸長連名で療病院に差出させた。 のが多かつた。ととにその二、三を舉げておとう。 明治七年一月には、前年十二月の文部省布達第一四五號に據り、醫師の開業廢業轉籍死亡等の異動を各郡區醫業取

療病院では、創立以來管内の髑事を主管していたので、各種の衞生事務にして療病院の檢准を經て實施せらるるも

(死亡屆雛形)

緞柄 氏名(生年月日)

住所

死去仕候此段御屆申上候 右之者何月何日ヨリ何病ニ罹リ何某ノ施治ヲ受ケ養生罷在候得共終ニ養生不相叶何月何日 以上

栗 П 口療病院時代

年月日

前文之通相選無御座候依テ奥印仕候 以上

住所町名

京都府知事

谷 信 同

施 殿2)

姓

名

(fi)

戶主

烘

名

1

姓

戶長

名 (FI)

醫師番付

表細明師

醫師開業試験科目を定めて管内に告示した。 の詮議に及ぶべきことが知事から達せられた。

たのを改めて、爾今開業を希望するものは府に申請し、

次で七月に至り府は次の通り

療病院にて試験許可

また六月には、市醫の開業は從前はただ單に府廳に屆出でるのみでよかつ

當府本年番外第十四號布告ニ付以後路業開業ノ者ハ左之通可相心得候

解剖學之大意

生理學之大意

病理學之大意

内外科之大意

右之趣爲心得市中へ無洩相達者也

明治七年七月

其他產科眼科整骨科口中科等專ラ一科ヲ修ル者ハ各其局部ノ解剖生理及ヒ手術之試驗可致事

京都府知事

長 谷 信 篤3)

四四

の布達が出た。 締を經て療病院に差出すべきことを命じ、 院に屆出でしめた。さらに七月になり、醫師に對して、流行病患者を診斷するごとに、病名症候治法を記載し醫業取 なお六月には、内務省の布達に從い、流行性病の病名を告示し、今後流行病に罹るものは、醫師患家双方より療病 「前條之記載ヲ爲ス能ハザルモノハ療病院ニ就テ習學スヘシ」と知事から

むるようになつてからは、療病院が管内の醫事を主管する制度は廢止せられた。 副長(江馬權之助)以下醫務取締、藥物取締、合藥取締、產婆取締を設け、醫事衞生に關する萬般の事務を掌理せし しかし十一月になつて府廳内に醫務掛 (明石博高及び鈴木守行)を置き、さらに市郡に醫務取締長(新宮凉民)、同

や市中の醫務取締を含めての一般投票(入札)によつてきめたのは興味が深い。卽ち次のような資料が残つている。 い、管學事、 療病院では創立以來の職制として、當直路、藥局掛、 通辯、 助教、當直醫、記聞掛、主器典籍掛、藥局掛及び含長を置いた。そしてとの人選は、 記聞掛及び通辯の四者があつたが、二月七日 職 制 改革を行

入札

今般當院諸職務別紙之通改正相成入札ヲ以テ更ニ人選致い儀ニ付現今當院在職之者其他管內居住並ニ寄留ニ至ル迄可然人員ヲ可選事 但シ適當之人員不足致候乎或ハ狼務ニ適スル人員有之時ハ狼務ヲ以テ入札致候儀不苦ル

一 入札ハ密封致シ入札人ノ姓名ヲ表面ニ書可申事

人札之儀ハ當院内諸局生徒ニ至リ市中ハ醫務總取締中迄來廿九日切ニ差出シ可申事

明治七年一月二十三日

栗田口療病院時代

右の入札(選擧投票)によつて當選した陣容を一表にして掲げることとする。

京都府立醫科大學八十年史

舍	藥	主器	當	當直醫	省直醫、	助教	通	管學	外
	局	並典	Ē	並主器	、助教並記聞	兼記		事兼	國教
長	掛	籍掛	150 M	典籍掛	記開掛	聞掛	辯	通辯	師
原口隆造	新宮凉湖、	廣娰元周、	木下 熈、	眞島利民	村治重厚	柳下士與	山田文友	华井 澄	ヨンケル
	里見時三、	高橋良輔	安藤精			渡 忠純			
	一、田中元造	\$4KJ	「軒、新宮凉介、			TPE.			
			三三〇五						
	二五圓、	三〇圓				五〇圓、			金貨
一〇圓	、 一 回	· 一 回	、三〇圓	四〇圓	五〇圓		七〇圓	七〇圓	金貨五〇〇圓

一二六

栗田口療病院時代

醫 主 當 管 庶 外 藥 通 學 器 事 務 或 局 直 敎 兼 典 局 ΙŻ 管 教 籍 醫 掛 詰 掛 醫 事 締 補 師 三〇圓、二五圓、一五圓、 三〇圓 四〇圓 五〇圓、 一名、三〇圓 二名、一五圓 四五圓、二五圓 五圓、一〇圓 八圓、一〇圓 金貨五〇〇圓 七〇圓 五名 一名 各二 各一 各 各 \equiv 六

出によつて創立の端緒を作つたにも拘らず、診察料を徴收することは不當であるとして府民の非難が高かつたためで あろうか、二月に府では次の通り、貧民に對する施療、診察料は患者の隨意とすること並に藝娼妓に對する終身施療 項もあり、早晩改正を要する運命にあつた。特に本院が府民一般の支持協力による淨財の寄附並に藝娼妓の助費金醵 ルの意見を参考として多分に採り入れたものらしく、從つて直譯的臭味濃厚でわが民情に適應合致しがたいような條 療病院の診療に關しては、 開院の當初に「療病院治療條則」を制定してこれに據つてきたが、該治療條則はヨンケ

について布告を發している。

府下療病院之儀ハ篤志之輩追々出金管内諸人ノ病苦ヲ救ヒ度トノ事ニ付貧窮ノ者ハ兼テ相達候通施蘗施療タルヘキ事

同断貧窮人ノ外治療條則第三十一條ニ教師ノ診察ヲ乞フ者ハ診察料初回並ニ爾後四回毎ニ壹圓ツツ可致納金旨有之候處是亦自今

相改都テ管内病者診察料ノ儀ハ其者ノ隨意タルヘキ事

遊女藝著稼ノモノハ稼中療病院助費金差出候事ニ付是迄稼中ハ施療施薬ニ候處向後稼中ハ勿論稼相止メ候後ト雖モ管下住居中ハ

終身施療施薬タルへキ事

右之通管内へ無洩相達スルモノ也

京都府知事 長 谷 信

篤8)

る。 年を以て期限とすと改めたことがわかる。また明治五年に一ケ月金一圓宛だつた學費が、七年には父兄の祿高雇人 其親戚朋友タリトモ日々來訪ヲ許サズ、一週ノ内一日ノ來訪ハ苦シカラズ」とあつたのを、七年のものでは「入院病 の數によつて金一圓三十錢から十錢までの八等に分ち、父兄にして雇人なく不動産なきものには學費を免除してい た格好の例であろう。また生徒規則によつて、明治五年には在學期間三年であつたものが、同七年には醫學教授は四 者其親戚朋友等來訪ノ節ハ其趣當直醫ニ申達スヘシ」としたのなどは、直譯的規則をわが民情に適應した規則に改め Л その他彼此對照して時勢の變轉がうかがわれ興味深いものが少くないので、煩を厭わず次に掲げることとした **[月に至り療病院治療條則、同生徒規則並に舎則を改正し管內に刊布した。明治五年の治療條則で「入院病者へへ**

療病院治療條則

第一章 治病ヲ乞フノ順序

第一條 此院ニ來リテ治療ヲ乞フ者ハ先ヅ玄關ニテ當直醫ニ中達スヘシ

第二條 但當直路ノ診察ヲ乞フ者モ右同断 當直醫右ノ治療ヲ乞フ者ノ姓名年齢住所職業病症等ヲ一紙ニ記載ス、此紙ヲ「カランケンカルテー」ト謂フ、番號ヲ付シ之

ヲ病者ニ持シメ又同番號ノ鑑札ヲ作リ共ニ之ヲ渡シ診察局ニ誘因シ教師ノ診察ヲ受シム

第三條 札ト共ニ之ヲ渡スヘシ 教師病者ヲ診察シテ其「カランケンカルテー」ニ病狀處方等ヲ記スレハ當直醫之ヲ別紙ニ和譯シ病者或ハ其附添人ニ番號鑑

第四條 渡スへシ 右ノカルテーヲ再ヒ玄關ニテ當直醫ニ渡シ褧ヲ乞ヒ其服法用法攝生等ヲ聞クヘシ、而シテ當直醫ヨリ尚之ヲ詳細ニ記載シテ

第五條 右ノ薬價ハ當日玄關出席ノ出納掛エ拂フ可シ

第六條

第七條

病者又ハ薬ヲ乞フ者以後來院ノ時ハ初メ渡シ置タル番號ノ鑑札ヲ當直醫ニ指出シ其指酬ヲ受ヘシ

入院治療ヲ望ム者モ玄闘ニテ常直醫ニ申達シ其指圖ヲ受ヘシ

第九第 入院一日ノ雜費金賞―参錢五厘ト相定メー週間ニ滿タスシテ出院スレバ其殘金ヲ返スヘシ 入院病者ハ入院ノ初メ左ノ第九條ニ掲タル割合ヲ以テ一週間ノ入費ヲ合セテ出納掛ニ渡シ請取證書ヲ受クヘシ

但シ豫メ本文ノ通定ムルト雛モ時季ニ依リ增減アリ、入院ノ時達スベシ、且薬價ハ本書ノ外タリ

第十條 病者入院中ハ當直醫並ニ常院ノ介抱人ニ申談シ内外諸用向ヲ達スヘシ

入院病者ノ用薬食品等ハ總テ教師及當直醫ノ指圖ヲ受ルコトナレハ其指圖ナキ食物等ハ妄ニ用ユヘカラス

栗 Ш П 療 圳山 院 H 代

但シ室ニ塗板ヲ掲ケ食物養生法ヲ記ス

第十二條 入院病者共親戚朋友等來訪ノ節ハ其趣當直腦ニ申達スヘシ

第十三條 介抱人ハ院中ニ備エアレバ其入費ヲ別段出スニ及ザルナリ

但シ介抱人ヲ召連レ入院ヲ願フモ苦カラス

第二章 教師診察時間

第十五條 時間ヲ過レハ其日ノ診察ヲ止ム、尤大患急症ハ此限ニ非ス何時ニテモ來院苦カラス 當院ニ來テ教師ニ診察ヲ乞フ者診察料隨慮タル可シ、尤管外ノ者ハ初回ノ診察料トシテ金貮百匹、其後ハ隨意タルヘシ

教師病者ヲ診察スルハ朝第十時ヨリ第十二時マテヲ限トス、因テ外來患者ノ診察ヲ乞フ者ハ朝第十時迄ニ來院スヘシ、此

第十七條 | 槳料ノ儀ハ其配合物ノ元價ニ高下アレハ豫メ一定セス、故ニ薬ヲ受ルトキニ臨テ出納係ヨリ時々之ヲ申達スヘシ 教師ヲ自宅ニ招キ診察ヲ乞ハント欲スル者ハ其由ヲ當直醫ニ申達シ豫メ其容躰ヲ委シク告ク可シ、來院スルコト能ハザル

病症ナレハ往診ス可シ、住診料ハ一回毎ニ二圓金ヲ出納掛エ拂フ可シ

但シ見掛リノ醫者ハ出會スへシ

第十八條 教師ヲ招キ診察ヲ乞フト雖モ茶煙草盆ノ外饗應ニ及ハス、尤モ時菓ヲ出スコトハ病家ノ心ニ委ス可シ

第十九條

日曜日 月一日ヨリ十日迄

暑中三十日 孝明天皇祭一月三十日

紀元節二月十一日 神武天皇祭四月三日

神嘗祭九月十七日 天長節十一月三日

新管祭十一月十三日

十二月廿五日ヨリ同三十一日迄

モアルヘシリ 右之外臨時休暇ノ日モ當直醫ハ常ニ在院スルニ付急病或ハ大患アルトキハ何日ニテモ申來ルヘシ、其時宜ニ因リ教師往診スルコト

療病院生徒規則

第一條 此病院ニ於テハ患者救療ノ外ニ醫學本科ヲ教授ス、故ニ其生徒預メ普通ノ學科ヲ修ムヘシ

生徒初學ナル者治療實験ニ隨ハシメズ 本科教授ハ四年ヲ以期限トス、其學科表別ニ之ヲ掲ク

但シ第二年ノ後半期ヨリ治療實驗ニ隨ハシム

第四條

第五條 第六條 半年期ノ終リ毎ニ大試問ヲ行ヒ其業ノ度ニ隨テ階級ヲ定ム、若シ進業セザルモノハ次ノ學科ニ移ラシメス 新二人學スル者ハ已二學ヒタル學科ヲ試ミ其力ニ應シテ教師講義或ハ助教講義ヲ受シム

巳ニ開業セル路ニシテ入學ヲ願フモノハ其志願ニ爏シテ何レノ學科ニテモ從事セシムヘシ

第七條 毎日教師講義助教講義ニ出席スヘシ、必其定刻ヲ違フ可ラズ、若シ遅延スルトキハ講堂ニ入ルヲ許サス

若シ疾病或ハ事故アリテ出席スルコト能ハザル者ハ其旨ヲ教授掛リニ申達ス可シ、申達必定刻ヨリ後ルヘカラス

第九條 病氣或ハ事故アリテ歸省义ハ退學セントスル者ハ願ヒ出許可ヲ受ヘシ 第八條

達シテ處分ヲ受クヘシ 學務ノ事ハ教師之ヲ指揮スヘシ、勤惰行狀等ハ舍長之ヲ監視シ之ニ違フモノハ其旨ヲ教師ニ通ス可シ、事ニ依リテハ府聽ニ

梁 EG 療 病 院 時

代

第十一條「若シ規則ヲ犯スモノアレハ或ハ階級ヲ下シ或ハ禁足ヲ命ス、甚シキハ教師ニ議シ府ニ達シテ處分ヲ受クヘシ

第十二條 入學開濟ノ上ハ上ノ諸則ヲ遵守スルノ證書ヲ出スヘシ

但シ管外ノ者ハ其所轄府縣ヨリ添書持参當地ニ於テ身元慥ナル者ヲ證人ニ立ツヘシ

入學願書雛形

何府縣町名村名

華士族平民

何某子弟

氏

干支何歲

以上

右療病院へ入學及合奉願上候

變正

則則醫

學

號月

年

右之通控トモ三枚療病院へ持參スへシ

一、入學願濟ノ上左ノ雛形之通美濃紙六ツ切短册二枚療病院へ持參スヘシ

華士族平民 證

町名村名

氏

名

Ð

右證人ハ願書ニ同シ

、歸省願書ハ證人ヨリ願出スベシ

但管外生ハ都テ此書付ヲ出スニ不及

スヘシ

下等 、中等

栗田口

旅病院時代

同五人以上上 雇四人以下

同七十五錢

金二十五錢

i mi

、入學ノ節學資金療病院へ差出スヘシ、華土族ハ家祿付不動産ノ有無書、平民ハ雇人ノ員數不動産ノ有無書ヲ入學願書へ相添差出

肩 書

遺人

右入學被差許候二付御規則護而相守精關可爲致候也

變正 則則醫學

證

宿所町名村名

華士族平民 何某子弟

年號月

氏

名 围 氏

干支何歲

同 圆石十錢

但管外生ハ統テ金一 圆石:十

上等

同五十人以上

右三等ノ外無祿ノ土族及履人ナキ平民ニテ不動産アル者ハ十二錢五厘ヲ納ムヘシ、

雇人並不動産ナキモノハ納ムルニ及バズ

療病院學資金

、第八等 第七等 第六等 同同 同同 同同 同同 同同 同同 百千 百五 七三 四二 二百 十三 五石 人百 十百 十百 十石 人十十以 以石 人石 人以 以石 人上 上以 以以 以上 上以 以上 上上 上上 上 同三人以 雇二人以下 1: 1: 同 同 一ヶ月 金

二十錢

錢

同 三一錢

同 四十錢

同 同

同

Ŧi. 一一錢

同 六十錢

同

同

同

八十錢

同 同

但管外生い統テーケ月金五十

第二等

第一等

第三等 第四等 第五等

圓三十錢

學資金ハ毎月三日迄ニ納ムヘシ、全月缺席スルモノハ其月ノ二日迄ニ屆出レハ納資ニ及バズ、數月出席セサルモ其由ヲ屆ケザル ノ外無祿ノ士族並ニ雇人ナキ平民ニテ不動産アルモノハ毎月六錢二厘五毛ヲ納ムヘシ、雇人ナク不動産ナキ者ハ納ムルニ及バズ

三四四

京都療病院教師學課年表

第一年

第一半期

第二半期

解剖學

內外病理治療則

解剖學

病床實驗

內外病理治療則 病床實驗

第二年

第三半期

解剖技術

內外病理治療則 病床實驗 生理學

解剖技術

第四半期

生理學

藥物學

內外病理治療則 病床實驗

第三年

第五半期

外科手術學

病床實驗

口療病院時代 內外病理治療則

栗田

__ Ξ. 3i.

京都府立醫科大學八十年史

第六华期

眼科講義及手術

內外病理治療則 病床實驗

第四年

第5人 半期期

婦人病論及產科

內外病理治療則 病床實驗

京都療病院教師課業表 四四三月

曜	腥	177	阻	177	曜	睢	
日	В	日	П	日	日	日	
解剖學	解剖學	解剖學	解剖學	解剖學	解削學	休業	至自 第第十九 時時
内科及外科學的科學學	外來病者診察	内 科 來 病 者 沙 治 療 學 治 療 學 治 療 學 治 療 等 察 新 の の の の の の の の の の の の の	外來病者診察	手術講義診察手術	外來病者診察	休業	至自第十二時時
右同斷	右同斷	右同斷	右同斷	右同斷	院内病祭リニッキ	休養奉	至自第二二時時

火

月 日

水

金

土

- 一、入舍生徒ハ總テ舍長ノ指揮ニ從フ可シ
- 一、午前八時ヨリ午後二時マテ正課ノ時トス、但シ時季ニ隨テ正課時間ヲ伸縮スルトキハ更ニ申達スヘシ
- 、正課中外出ヲ禁ズ、據ナキ事故アレハ其趣ヲ舍長ニ達シ舍長之ヲ教授掛ニ申達シ許可ヲ受ヘキ事
- 、午後第三時ヨリ第六時マデヲ以テ運動散歩ノ時トス

但シ止ヲ得サル事故ニテ時限ヲ過ル時ハ證人ヨリノ證書ヲ請ケ歸リ舍長ニ屆ク可シ、若シ外宿スル時ハ必ス前以テ證人ヨリ願出許

可ヲ請ク可シ

一、舍中ニ於テ水茶菓喫熌ノ外總テ飲食ヲ禁ズ 但シ病人ハ此限ニ非ス

一、舍中ニ於テ放歌等ハ勿論無用ノ書籍ヲ讀ムコトヲ禁ス

、病アリテ日課ヲ缺クモノハ其義舍長ヲ以テ教授ニ中シ達ス可シ

、午後七時後ハ音讀ヲ禁ス、午後十時後ハ寢ニ就ク可シ

一、入舍生私ニ病室或ハ蘗局等ニ入ルヲ禁ス

一、舍中席順ハ其科ノ級ニ準ズ、其級同ジキハ先進後進ノ序ニ因ル

、外人ニ應接スルニハ其義ヲ含長ニ告ゲ而後對談所ニ於テ面スベシ

一、舍則ヲ犯シ其他不行跡ノコトアラバ禁足或放逐基シキニ至テハ監察局懸合ノ上相當ノ罰アル可シ

一、舍長ハ生徒ノ勤惰及ヒ火用心ノタメ時々舍中ヲ見廻ルヘシ

外出セント欲スル者ハ門信ヲ舍長ヨリ受取リ門番へ渡置キ歸舍ノ時ハ舍長ニ返スヘシ

EH П

療病院時代

一、毎朝正課ヲ始ムル定刻十五分前ニ諸堂ニ昇ルベシ

乃至金六拾五錢まで、合計金九拾九圓七拾五錢也を賞賜した。次で六月には創設の資金を寄附した府民に對し大藏省 献じ病院の建設を大いに推進することができたので、四月、府では其の功勢を褒賞し、内務省の允許を經て、金五圓 佐間雲巖、禪林寺前住職東山天華ら四十五人府廳の趣意を體し同心協力募財勸獎に努めたために衆庶競らて金穀等を 共に元價の三十分の一を徴收するととに改められた。また療病院創設にあたり願成寺住職與謝野禮嚴、 て從來は一ヵ月の損料として、原書は元價の二十分の一、譯書は元價の四十分の一を徴收していたのを、爾今原書譯書 次に事務的事項について記せば、三月に職員の旅費日當表が定められ、四月には生徒に貸出すところの書籍に對し 慈照寺住職佐

一金拾圓以上百圓マデの禀准を經て次の通り賞典を行うた。

木 盃 一 箇 宛 (五一五人)

銀 盃 一 箇 宛 (六〇人)

銀盃三組一簡宛 (四人

金七百圓以上二千圓マデ

十月、外國教師及び當直醫の管內管外往診料を定めた。それによると

內往診料(教師

一里以上二里迄

二里以上每一里金二圓ヲ增ス

<u>*</u>

金四

但教師而已食事或ハ駕籠等之入費ハ病家ヨリ其現費ヲ出スヘシ

管內往診料(當直醫

十町以上一里迄 一町以內

里以上二里迄

二里以上三里迄

三里以上每一里金七十五錢ヲ增ス

金

金五十錢

金二十五錢

金

管外往診料(教師)

一里以上二里迄

右之通相定ルト難モ貧窮之病者ハ往診料隨意タルヘシ

二里以上每一里金二圓ヲ増ス

但教師而已食事或ハ駕籠等之入費ハ病家ヨリ其現入費ヲ出スヘシ

金八

金一圓五十錢

管外往診料(當直路)

金四圓五十錢

二里以上三里迄

一里以上二里迄

次に學事について記しておきたいのは、 三里以上毎一里金一圓ヲ増ス 四月に教師ヨンケルが一

栗 Ш

寮病院時代

如き悪性熱病の豫防法並に治療法を府下の開業醫に講義したとと、同じく四月にヨンケル講述の天然痘種痘二説を、 週二回の講莚を設けて、チフス、タイフォイドの

三九

明治七年の療病院患者統計は次の通りである。また七月にヨンケル講述の流行病豫防法を飜譯して管内に頒布したことである。

小耳	FIR	外	皮	池	消	呼	Ali	IÚL	全	流	病
		科	虐	尿生	化	吸	經	行		行病	
兒		的	病黴	殖	ng iii	35	系	器	身	及地	類
病症	方 病	病	毒	器病	病	病	病	病	病	方病	别
											外
五点		一六二	一三八	四六	五		<u> </u>	四三	八三	五	來患者
											入院
	=	二四	九	Ŧ.	Ŧi.	五	1		_	五	患者

未 定 四〇 一九二 六九

註

(5) 京都市醫師會五十年史(昭和十八年)

(7)(0) [14] 京都府立療病院第一次年報

療病院治療條則、生徒條則、舍則(明治七年)

明治八年

-

勢力奉仕に出動したのであつた。 ことを議決し、 < 京都府では上京區第十二組梶井町元日光宮里坊、二條、正親町の三舊邸を借りらけて本院並に醫學校を新築する 新たに土地を相して近代的病院施設を整えて府民の支持信頼に應える必要が痛感されるに至つた。そとで前年十 口青蓮院内の府立療病院は、 との年四月には早くも地ならし工事を始めた。 菊地三溪著西京傳新記 歳月の經過と共に漸次隆昌に赴き、 (明治十年) 市民はこれを運砂と稱し、男女扮裝をこらして競らて 第四編に「療病院運砂」 今や施設の不備規模の狭隘は如何ともしがた の項があり、その一

栗田口療病院時

代

を抄出すると、

於是各區競」新每戶關」燒飄」錦穿」絲男子而女粧者焉、女子而擬。男兒,者有焉、舞踏歌呼、一口相唱曰「善哉善哉、理也中登理也中於。是各區競」新每戶關」燒飄」錦穿」絲男子而女粧者焉、女子而擬。男兒,者有焉、舞踏歌呼、一口相唱曰「善哉善哉、理也中登理也中 今兹明治八年四月、 建下營療病院于上京第十二區御車逾九軒街4其五日以至5第十六日4 凡十日間都人群集爭運1轉主砂1以助1其役1

之時4 而今來,于日本京都,不,圖見,此盛舉、唯斯一事可,以下,病院異日之盛業,也、外人嗟稱旣已有,如,斯者4 宜矣都人誇謝以爲,絕 **運砂之第二日、療病院教師永克氏與:司薬局教師某/來觀、相俱嗟稱曰、 壯哉觀也、** 如」斯繁華富庶不」讓上歐洲學校病院建築落成祝賀

東南禪寺方丈に假癲狂院を設け本院の附屬となした。その詳細は章を改めて記述する。 五月、丹波國船井郡園部町に療病院の出張診療所を設け、園部療病友院と稱したが數月にして廢した。七月には洛

間繼備することとした。 教師更迭のことを情願した。しかし適當な後任が定まらないので、九月十五日、契約を新たにして更に引續き半カ年 教師ヨンケルの俳 | 入期間は、九月廿六日を以て滿限となるので、半井澄、山田文友以下病院職員連署して府當局

明治八年の療病院職制、月給並に定員は次表の通りである。

通	管	管	外
		學	
		事	或
	學	兼	
		管	教
辯	事	事	師
七〇圓	一〇〇圓、七〇圓		金貨五百圓

明治八年の外來及入院患者數は次の通りである。

全 流行病 病 及 身 類 地 方病 別 病 外來患者 五七 三七 入院 患者 [JU]

栗削

口療病院時代

人	五圓	58			書
六人	一〇圓、八圓	員	務		事
三人	二五圓一、一五圓一、八圓	掛	局		藥
六人	一五圓三、一二圓二、一〇圓一	11: 11:	局		
一人	一〇圓	掛	铝		主
二人	五圓	頭			看
一人	五圓	師	讀		旬
二人	一五圓、一〇圓	補	教		助
一人	三〇圓	副	教授	剖科	解
三人	五〇圓一、三五圓一、二〇圓一	教			助
五人	五五圓一、四〇圓一、三〇圓三	段	歱		省

京都府立醫科大學八十年史

司	無	未	中	小	耳	眼	外	皮	泌尿	消	呼	神	血
				兒			科	膚病	生	化	吸	經	行
				76			的	徽	殖器	器)E	系	器
	病	定	栽	病	病	病	病	毒	病	病	病	病	病
_													
一、七二二	二	一〇八	-	九	五	八三	九一	=======================================	七一	三大三	二七	八六	Ξ
		12.											
六		六				五	1 [11]	_	Ξ	四	_	_	_

(2)京都府立醫學專門學校沿革略史(明治四十一年)

(3) (4) 京都府立療病院第一次年報

癲 狂 院

博高、 明治八年に至り京都府では、精神病院設置の議が起つた。そこで參事槇村正直は、醫務係鈴木守行、療病院係明石 李家隆彦らに命じてこれに參画せしめた。洛東禪林寺の前管長東山天華 (文久三年---)は、明石博高と從來か



東 Щ 天

なり、府ではこれを京都府療病院の管理に屬せしめ、 始て開かる矣」と天華の功績を銘記している。 かくて愛宕郡第二組南禪寺村南禪寺方丈を借りて假癲狂院を置くととと

當直醫の眞島利民

天華 を申

もまた明治十二年の歳末まで四カ年半にわたり癲狂院揖(月給八圓) (明治十九年)を院長とし、神戸文哉、三上天民を醫員に任命した。天保十一年—)を院長とし、神戸文哉、三上天民を醫員に任命した。 勞があつた。初代の癲狂院々長眞島利民も「篤志之東山氏有りて後ち此院 ら親しい關係があり、府の計画を聞くや卒先して資金募集に挺身し大に功

付けられ事務一般を擔任した。

立趣意書と癲狂院規則並に同治療條則を公示した。とれは實に我が邦最初の公立精神病院であつた。 明治八年七月二十五日、癲狂院の開業式が行われたが、府ではこれに先立ち布達第三二五號を以て、次のような設

果 H 辦 病 院 胩 H

非レハ遽ニ其平癒ヲ望ムヘカラス、故ニ之ヲ治スルハ其精神ヲ變亂セシムル病因ヲ避ケ靜淚閑雅ニシテ大氣通暢ノ地ヲ撰ミ庭園ヲ廣 折衷シ以テ狂人ヲ入院セシメ其治癒ニカヲ致サントス、其入費ノ如キハ滅省ヲ專ラニシ民情ヲ酌量シ別紙規則ヲ 以テ 接 꾎治 療スへ 屬ニ及フ、恐ルヘク將タ憫然ニ堪ヘサルナリ、故ニ此度愛宕郡南禪寺方丈ヲ以テ假ニ癲狂院トシ療病院是ヲ管理シ歐洲癲狂院ノ法ヲ スル物品ヲ持去リ鷲取シ又ハ川池ニ沈瀚シ自死シ甚シキハ人ヲ殺傷シ或ハ火ヲ放ツ等ノ事ヲ生シ、其身法律ヲ冒ス而已ナラス延テ親 ト騅モ書夜ノ看護或ハ寸時ノ怠リナキヲ保セス、其他ニ至ツテハ素ヨリ看護ノ達スヘキニ非ス、終ニ闌出シテ自他ノ分別ナク心ニ欲 狂ノ治ヲ助クヘキカ、蓋シ此病ハ獨リ醫藥ノ專ラ治スヘキニ非ス、違常ノ感應ヲシテ順調セシムルノ策ヲ良トスル者ニテ案ヨリ此 大ニシ此ニ散歩セシメ或ハ動靜ニ應シ適意ニ接逃シ或ハ滴水法ヲ用ヒ醫療ヲ施シ槳劑ヲ與ヘ專ラ精神ヲ鎭ノ安靜ナラシムレバ大ニ與 精神ニ感動シ終ニ腦病トナリ發スル者ニシテ、其原因ノ在ル處更ニ更ニコレヲ蟬脫忘念スルコト能ハス、是ヲ治スル漸ヲ以テスルニ **壓抑シテ間路ヲ得ル者トシ或ハ大氣ノ通暢ナラサル處ニ籠居セシメ身體衰弱シテ生力ヲ滅殺スル比々如此邂岿ニ治スト雖モ天賦銳敏** 耆ヲ꾎スルヤ最殘酷ニシテ、甚キハ四肢ヲ縛リ或ハ極寒中ト雖モ飛泉ニ浴セシメ、又ハ池中ニ擠シ倍病ヒヲ募ラシメ、左ナキモ驚怖 詣ノ爲メ若干ノ入費ヲ出シ、或ハ其實繳人ニ非ルモ看颷ノ煩キヲ避ン爲メ是レヲ他所ニ依托スル等舊來ノ弊習ト謂ヘシ、而シテ其患 癲狂ノ病タル世俗從來神佛ノ崇リ或ハ狐狸ノ所爲ト誤リ、乙訓郡下久世村大日堂并愛宕郡北岩倉村大雲寺觀音ニ平癒ヲ祈願シ朝暮縁 ノ質變シテ痴鈍トナリ治後長生ヲ得ル事稀ナルハ實ニ歎スヘキノ至リナラスヤ、抑狂病ノ原因タル最初悲哀驚怒スヘキ事アリテ大ニ 一般能ク此意ヲ認メ狂者アラハ速ニ此ニ入院セシメ本性全良ノ人ニ復セシメ萬物ノ長タル最靈貴重ノ本分ヲ盡サシメン事ヲ希望 疾病ニハ陽アリテ薬劑治療ノ術アリ何ソ其道ヲ失シ神佛ヲ祈リ験ヲ得ルノ理アランヤ、頗フニ富家ハ入費ヲ厭フナシ

明治八年七月

第一條 看護人ハ勿論其他ノ者ト雖一々醫員ノ指揮ヲ受クベシ、臆斷ニテ患者ヲ取扱フコトヲ禁ス

第二條 患者ノ義ハ看談人晝夜懈怠ナク注意スヘシ

看護人ハ交代毎トニ患者ノ病症其養生方ヲ醫師ヨリ受ケ懇ニ患者ヲ取扱ヘシ

第四條 看護人其患者ノ室ヲ離レ妄ニ他ノ室へ入ルコトヲ禁ス

第五條 毎朝六時ニ看護人患者ノ各病室ヲ掃除シ患者ニ手水ヲ執ラシムヘシ

第六條 患者步行運動ノ節ハ不都合コレナキ様看護人特ニ注意スヘシ

第七條 患者灌水等ハ其容體ニヨリテ醫師ヨリ差闘スヘシ

第九條 第八條 患者ノ親族等來訪フトキハ先ツ事務掛へ申達スベシ、若シ食物類ヲ持參スルトキハ醫員檢査ノ上其佳否ヲ告示スヘシ 醫師ノ指揮ニ從ヒ患者ノ入浴ヲ許ス者ハ土曜日毎ニ入浴セシムヘシ

第一條 賄方ヨリ出ス食物ハ精密ニ檢查シ聊モ腐敗ニ傾クモノハ一切供スベカラス

第十二條 院中出入ノ者ニハ狼テ印鑑相渡置クヘシ、無印鑑ニテ出入ヲ許サス第十一條 三次食事ノ節ハ鐘ヲ打ツベシ、賄方直チニ各室へ食物ヲ運フヘシ

第十三條 院中出入ノ義ハ午前第五時ヨリ午後第八時迄ニ限ルヘシ

但シ無據深更ニ出入スルトキハ印鑑ヲ改メ事務掛ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 怠ハ事務掛之ヲ管ス 患者ノ症緩ナル者ハ養生ノ爲メニ是迄手馴タル職業ヲ爲サシムルコトアルヘシ 院中諸入用品物等ノ出入局々ニ於テ日記シ月末院中諸局立會相互ニ檢査シ不都合コレナキ様致スヘシ、 日々院中掛リノ勤

栗田百療病院時代

但右事業ニヨリ入院ノ入費ヲ省クコトアルヘシ

癲狂院治療條則

治療ヲ乞フノ順序

第一條 此院ニ來リテ治療ヲ乞フ者ハ先ツ事務掛ニ申達シ事務掛ハ其住所姓名年齡族籍職業ヲ帳簿ニ記載シ鼈局ニ達スヘシ

| 踏師患者ヲ診察シ適當ノ室ニ入ラシメ事務掛ハ番號鑑札ヲ認メ其附添人ニ渡スヘシ

患者入院ノ法ハ則七等之配分ヲ以テス、養生ハ七等ノ席ニ所シ病一愈スレハ六等之席ニ所シ二愈スレハ五等之席ニ所シ三四

五六愈シ壹等ニ所スルヲ得ハ平愈出院セシム

患者ニハ看病人ヲ附置クト難別ニ介抱人ヲ附添ンコトヲ歓スル者ハ事務掛ノ許可ヲ受クヘシ

但此介抱人ハ自費タルヘシ

第五條 入院一日ノ食料二等ニ分テ上等ハ金拾三銭、下等ハ拾壹銭ト定ム 患者ハ直ニ入院スヘシト難時宜ニョリー回往診スルコトアルヘシ

但シ右ノ内ヲ以テ炭油並ニ介抱人ノ給料入浴等ノ諸費ヲ辨用スルナリ

第七條 患者ノ衣類樂價ハ其本籍親族或ハ朋友ヨリ供スヘシ

但樂價ハ病症ニヨリ一定ナラサルガ故ニ月末勘定書ヲ示スヘシ

第八條 毎朝七時醫師各病室ヲ見廻慮者ヲ診スヘシ

入院ノ患者診察料ハ隨意タルヘシ

但シ管外ノ患者ハ一名一ケ月金五拾錢ト定ム此診察料ハ入院ノ時納ムヘシ、一ケ月ニ滿スシテ入院スル者ハ日割ヲ以テ返還スヘシ 入院費額ハ一周間ノ費用代價ヲ入院當日出納掛エ先入スヘシ、已後一周間毎ニ同斷ノ事

第十一條 患者入院前後共當院掛り看護人等エ謝物心付ケ等一切嚴禁タリ

に撃突して毀傷するものがあるので、それを防ぐために弾力膠を以て四壁を被覆した室である。當時膠質高價であつ 療病院教師ヨンケルの説をいれて、この癲狂院には護體室というのが設けられた。これは狂者自ら身體を四圍の壁

たが、西紫竹在の素封家益井元右衞門の淨財寄附によつて護體室ができたという。

明治九年十二月、癲狂院醫員神戸文哉は英國ヘンリー・モウドスレーの著述した精神

病理學書を譯し

精神病約

説」と題し上中下三卷を癲狂院藏版として刊行した。とれは實にわが國精神病學の專書の權輿である。

翌十年二月、明治天皇御西下に際し、有栖川宮一品熾仁親王を代理として常院に差遺し、金二十五圓を下賜す。

ii 十一年三月廿三日、 療病院長半非澄を以て癲狂院長を兼務せしめた。

て賄つていたので、終に收支相償わず惜しくも開設以來七年目の明治十五年十月廢止の運命に陷つた。 六八名、十四年一六三名で、大體漸增の傾向を示し、次第に隆昌に赴いたが、元來常院の經理は特志家の寄附によつ 癲狂院入院患者は、 明治八年八二名、九年一三二名、十年一五二名、十一年二〇三名、十二年二三三名、 十三年二

院を設立し、早くも是歳十月十日に開業式を舉げた。最初李家隆彦を推して院長としたが、十九年李家辭し高松彝之 に代つた。とれが後ち浮土寺町に移つた川越病院の前身である。 慶止と同時 に棚橋元章は、府に請うて、醫療器具や構築物調度一 切を譲り受け、 禪林寺 (永觀堂) 境内に私立癲狂

因に癲狂院に關する明治十二年度の經理事項を附記しておく。

栗田口療病院時代

員

醫局 院長(兼務) 詰

月給十五圓 月給十五圓

月給 八圓

築造費 器具書籍 樂種代

新炭油

費

二、九一〇圓九五錢7

料

出

計

樂種代

金

人

附

、 一六五圓〇六錢 三三八圓九七錢

六二四圓一九錢

一三圓五〇錢

一六四圓七八錢

一、六一六圓八六錢 八一二圓三一錢

三三八圓九七錢

四六五圓五八錢

松 剛

民

五.

神戸文哉·精神病約說

(明治九年)



CC ax. Mansold

九明治九年

(7) (6) (4) (3) (2) (5)

山崎文書

療病院雜誌第十四號

(明治十三年

普陀落山人・京都醫事衞生懷舊談

(明治二十七年、

京都醫事衞生誌第四號

京都府立療病院第一次年報

土屋祭吉・東山天華翁と其事蹟(昭和十六年、醫譚第十

三月教師ヨンケルを解傭し、新たに三カ年の契約を以て和闕醫

の人選を依頼した。そこで長與專齋が長崎時代の舊師マンスへルの人選を依頼した。そこで長與專齋が長崎時代の舊師マンスへルト C. G. van Mansvelt を傭入れて療病院教師とと類別し得る和蘭人醫師を招聘したいという希望が病院職員の間に翕然として起つたので、管醫事半井澄は、長崎精得館遊學時代に翕然として起つたので、管醫事半井澄は、長崎精得館遊學時代の學友であり今內務省衞生局長たる長與專齋に入れて療病院教師とし師マンスへルト C. G. van Mansvelt を傭入れて療病院教師とし

Æ.

架

田口療

病院

時

H

トを推薦したのであるという。

(備考

史にあげた彼の日本に關する著述は次の通りである。 病院着任後は教授に不熱心、患者に横柄、翳員學生に對して傲岸、「馬鹿」とどなるのは彼の常套語であつたとして頗る不評判で 病院も日に淋れていつた。しかし多趣味で、繪をよくし日本の文物に對する愛着と理解ももつていた。 Wenckstern の大日本書 ヨンケル、正しくは Junker von Langegg である。獨逸に生まれたがのち英國に歸化しロンドンの產婦人科學會々員となる。療

- Alte japanische Dramen. (Magazin für die Literatur des In- und Auslandes, 1883, Leipzig
- 2. Fu-sō Cha-Wa (扶桑茶話) Japanische Theegeschichten. Eine Sammlung Volks- und Geschichtlicher Sagen.
- Legenden und Maerchen der Japaner, 1884, Wien.
- Thee und Theegebrauche in Japan. (Humboldt, 1886, Stuttgart)
- Ueber japanische Malerei. (Gegenwart, 1887, Berlin)
- 5. Zwergbaeume (Hachi-no Ki), Ein japanisches Drama aus dem XVII Jahrhundert. (Magazin für die Literatur des In- und Auslandes, 1889, Leipzig)
- Midzuho-gusa. (瑞穂草) Segenbringende Keisaehren. Nationalroman und Schilderungen aus Japan. 1881, Leipzig.

以上は先ず統領たるべき院長を置かざるべからず」としたマンスヘルトの勸告にもとづき實現したものである。 五月二十七日療病院に院長を置き、牛井澄を以て初代院長となした。これは「既に病院として獨立の形態を具する

京都府では、五月二十二日假中學校内に醫學豫科學校を設け、療病院の所管とした。醫學志願の者は、先ず本校に

半期、九月より十二月までを後半期とし、學課は數學、理學、化學、三有學、獨逸語及び羅甸語の六科で、教師はリ 入り所定の學科を修業せしめることにし、六月三日その教則を布達した。修學年限は三ヵ年、一月より七月までを前

ウドルフ・レーマンであつた。

至つた往年の日本の醫生の不幸な境遇を再び眼前に見たからに他ならなかつた。精得館における彼の心境を、 全く、彼がかつてボードインのあとをらけて長崎精得館の教師となり、明治元年これを長崎醫學校と改稱せしむるに たといつていいのである。マンスヘルトは療病院に萧任してすぐにこの狀況を洞察し改善の策に乘り出した。それは 科學を講義していたわけで、醫學における系統だつた基礎的知識も秩序だつた專門的知識も共に全く與えられなかつ しョンケル の時代には、教授といつても一定の章程も設けずしてただ漫然と二年も三年もかかつて、解剖學や産

齋は次のように記している。

れば、 解せざれば病理を明かならしむること能はず、病理病因明かならずしていかでか治療に手を下し得べき。腹藏なく余が意見を打明け 收拾に苦しむものなるに、 處方箋を寫し取り投劑の末技を見覺ゆるを以て目的となすものの如し。一回の講義を缺きてさへ連鎖の一環を斷ちたるが如く學緒の 申さんには、 序を逐ふにありっ 今此顧風を一新して學校の體裁を整へんには先づ學制の根柢より革新して本館の基礎を定むべし。抑も教育上最緊要なるは學科の順 此の人々に對して醫學を講習するは疑んど無益の業なり。殊に本館に出入する老書生の如きは進退常なく只時々病院に來りて 先づ醫學を修得すべき資格ある學生を得て規則正しく一定の課程を践行せしめ真成の醫師を養成するの手段を取らざるべ 凡べて日本の學生はいまだ醫學生たるの資格を具へざるものなり。理學化學はさらなり算數の事さへ心得たるもの稀な 就中醫學の如きは理化、解剖、生理、病理と順次に聯絡したるものにして解剖を知らざれば生理を解せず、生理を 一月半年の永きに缺席し時々講筵に列したればとて果して何の理會する所かあるべき。今本館の基礎を定

粟

規則を定めたらんには一毫も假借することなく堅く守りて鐵壁の如くなるべし。今日の如く學科に章程なく學生に規律なからんには 場にては算販理化動植物學の課程を定めて之を授け、其業を卒はり本科を理會するの資格備はりたる後之を本科の教場に移し解剖以 ず。然るに余一人にては此豫備教育をも擔當し得べきにあらず、少くとも今一名の教師を加へ豫科本科の教場を各別に設け、 幾十年講習の勞を積みたればとて其効ある事なし。目下の弊風の如きは畢竟學制の定まらざるが故にして單に世の騷擾にのみ件ひた 上の科目を順次に修めしむべし。而して一方學生に對しては更に嚴重なる規律を設け學期の間は如何なる事情あるも歸省旅行を許さ るにはあらざるべしとて反覆丁寧二時間餘も説示されぬ。 からず。されど今日本にては科學の素養を享くべき途なければ、新たに青年の生徒を募りて此等の豫備學より教授せずばあるべから 犯すものあらば再び入學を得せしむべからず。放逸なる生徒は成業の見込なきのみならず他の風儀をも紊るものなり、斯く一端

かつた。そとで神戸港頭に出迎えた半井に對し劈頭第一詰問の矢を放ち いら病院側の希望があることを彼は着任前すでに洩れきいていたので甚だしく自尊心を傷けられ、内心頗る穩かでな ところで、半井澄の追憶によれば、マンスヘルト招聘の始めにあたり和闕語を排し獨逸語を以て教授せられたいと

るに至りしこそ笑止なれ。 解し居れるも特に知らざるまねして終始自國語を以て談じ、 (舍密局教師) 「余は獨逸語を以て教授すべきなりと聞く果して然るか」と、蘭語を以て問ひぬ。蓋し彼は長崎に來りてヘールツ の私信に接し既に事の由を知り居たるなり。 余も知らず識らず釣り込まれて竟に蘭語を以て應接 余は獨逸語を以て「然り」と答へり。

鎧袖一觸「余は獨語にては僅に唯日常の俗語を辨ずるのみ、彼の高尙なる學術上の用語に至りては毫も之を解せず」 かくして着任の翌日府廳に於て參事國重正文より改めて獨逸語を以て教授するの件を申出でたが、マンスヘルトは

としてはねつけた。しかし在職中徹頭徹尾蘭語を以て終始一貫したという彼が、醫學豫科學校の開設にあたり、なぜ

獨逸語の學修を認めて和蘭語の學修をあくまで主張しなかつたのかという点については遂に不可解とせねばならぬ。

醫を以て主任醫に充てるとととし、九月十一日開院式を舉げたが、その詳細は章を改めて記載したい。 先きに弘布せられた驅黴規則に準據し、京都府では下京區第二十組建仁寺内福聚院に假驅黴院を設け、 療病院當直

主である。明治九年の職制次の通りである。

編輯係は前年二月管學事に就任した神戸文哉のことであり、前年以來の月給百圓の管學事は獨逸より歸朝した萩原三

本年度職員表では、マンスヘルトの月給が四百圓であること、院長と編輯係の職名ができたことが注目に値する。

助	解	助	H	編	管	院	外
	剖科						或
敎	教		直	鲱	學		36/e*
	授						教
補	副	教		係	事	長	師
一〇圓	三〇圓	三五	三〇圓、 五五圓、 三五圓	七〇圓	一〇〇圓		金貨四百圓
一人	一人	· _ _	五人	人	一人	人	人

—]í.]í.

栗田口

療病院時代

Œ

藥 醫

生徒 Цż 締兼典 器 周 [ii] 籍係 係 計 係 二五圓、一五圓、一〇圓、五圓 二〇圓一、一五圓三、一〇圓三 二 〇 圓 五圓

> 四人 七人

人

スヘルトの着任によつて俄然回復してきたことを如實に示している。 明治九年の外來及入院息者數は左表の通りで、との統計は、ヨンケルによつて聲望のおちた療病院の評判が、マン

皮		消	呼	補	IJĹ	全	流行	病
盾	尿生	化	吸	經	行	e44	病	ale art
病黴	3/1/1	器	器	系	品	身	及地	類
平	器病	病	病	病	病	病	方病	別
-	// -	77.3	77 3	71 3	77 3	77 3	713	_
11100	一五五	五五五	五四	二五六	川九	二九二		外來患者
								入院
八	$\overline{\bigcirc}$	11	一六	六		一六	六	息 者

人

註

(1) (3) (6) (2)

(5)(4)長與專齋·松香私志(明治三十五年) 明治九年京都府布達要約

(7) (8)

京都府立療病院第一次年報

藤代禎輔·獨逸譯忠臣藏(大正三年、史的研究) 牛井茂·懷舊談

(明治二十八年、 京都醫事衛生誌)

病館 لح IS IN 徽院

療

-1:

耳

兒

病 病 病

九

服

外

科

的

病

五四一

未

定 莊

二五五五

中 1

無

病

ΠΩ

祇園神幸道の南側に貸座敷業者が協同出資して療病館というものを設け、藝娼妓の黴毒に對する豫

明治三年七月、

栗

H

П

療病院時代

京都府立醫科大學八十年史

會公衆のために驅徽に潚力することを力說勸告して實現するに至つたものであり、東京、大阪、京都の三都の中で最 防並に治療を計ることにした。これは京都の先覺者明石博高が、祇園一力樓主杉浦治郎右衞門らに對し懇々として社

五八

も早くかかる社會衞生的施策が實施せられた點に於て、わが國の豫防醫學史上特筆すべき事件である。

達第百號を以て各府縣管内に設立の病院につき調査報告を命じたが、それに對する京都府の答申が出ている。 粟田口青蓮院内に府立療病院が創設されてからは、療病館を療病院の所轄に移した。明治六年七月九日文部省は布

京都府下療病院所轄

療

病

來客へ傳染諸人愁苦ノ媒ト相成甚浩凱ノ至ニ付、有志ノ者中會府廳閏濟ノ上去明治三年庚午七月ヨリ設建候 下京第十五區之儀ハ遊女屋渡世御兇ノ地ニ候處、賣婦ノ儀ハ梅毒症相煩候者不少、其療法不行属ヨリ其身頗疾ニ陥リ候而已ナラス、 館

但シ當時療病院所轄ニ相成候 尤最前設立ノ姿ニ異リ候處無之候

一、入費ハ當區小學校爲永續會社取結候仕法ノ內救助手當金ヲ資本ニ仕其餘有志ノ寄附金ヲ以保織ノ法相設候

一、壹ケ年入費凡三百六十圓

事務取扱方姓名

當 111 īE. 副 M Ų

內 戶 長 中

品

民

新 宫 凉 一、醫員姓名

一、患者具數 右何レモ有志ヲ以テ出頭ニ付無給料之事 明治六年一月ヨリ

男 女

兒 計

一八八人

五十五人 八十七人

百六十人 上

小笠原 小

孟

政

森 Щ 渡 田 田

邊 中 中

+

以

明治六年八月

栗 田口

療病院時代

かし次に添えられた「療病館規則」によつて、同館本來の使命はやはり創設當時と毫もかわりのないことが知られ 卽ちとの文書によつて、明治六年には療病館では藝娼妓のみならず一般の患者をも診療していたことがわかる。し

新 美 宫 凉

閣

玄

良

一五九

京都府立醫科大學八十年史

旅病館規則

一、遊女商賣ノ者申談時々遊女疾病ノ有無取調診察請サセ醫師ノ指揮ヲ以テ治療萬端爲相守い事

但每日世話方出頭俗事可取行事

、遊女驅蝕療法ハ當所ニテ治療可相請筈ニ候得共著シ信仰ニ由テ他醫ニ治療相願い者ハ其醫師住所姓名並ニ容躰書差出可中い且又

、梅毒ハ勿論諸病重症ノ嗜療病館ニテ養生致度節ハ萬事手賄ノ事

他醫ニ診察受度者ハ此方ヨリ紹介可致事

但シ身薄難及其骸者ハ此方ニテ介抱萬端取計可致事

一、定日種痘施行ノ事一、組内小前ノ者重症相煩ヒ歩行難致節ハ陽師出張診察可致い事

一、當區ノ儀ハ諸人幅湊之地ニ付自然差當リ急症相發い者有之節ハ不収敵治療致遺可申事の

院の當直醫を毎日同館へ出張診察せしめることにした。

上記の如く、療病館での診療は開業醫の有志が交代で擔當してきたのであるが、明治七年三月二十三日からは療病

禍源は事ら娼妓の賣淫に起因するを以て娼妓貸座敷差許しある場所は必ず檢査方法及び取締の周到を期すべし」と、 いわゆる花柳病防遏の布達を發したので、京都府は療病院の意見を徴した。療病院では當直醫の本下凞が主任となつ さて內務省では、明治九年四月五日乙第四十五號を以て「傳染病の最酷廉なるものは黴毒より甚しきものは無之其

て大要左のような答申案を作つて府當局に差出した。

徽毒病毒ヲ設ケ娼妓ヲ檢査シ其毒アルモ

ノヲシテ入院セシメ治療ヲ施スヘシ

- 檢查ハー週間ニ必ス一回之ヲ受ケシムヘシ
- 娼妓アル地へハ路員出張シ或ハ便宜ニ由テ二三ケ所合併シテ檢查シ病アル者ハ黴毒院ニ送リ治癒ヲ受ケシムヘシ

他病アル時ハ他醫ニ治療ヲ託スルモ勝手タルヘシ

ととに於て京都府は九年六月三日騙黴規則十七カ條を布告し、

その第三條に於て、

「管下娼妓稼

ノ者 ハ毎

週

微毒院ニ闘スル醫員ハ凡ソ三名ヲ要ス 但施行上ノ細目 こハ別ニ陳述スヘシ

回ツツ檢徽所ニ來リ徽羇有無ノ檢査ヲ受クヘシ」と規定し、 檢査の便宜のため左記四 カ所に檢黴所を設けることにし

○上京六區、十四區ノ娼妓ハ其十四區五番町檢徴所以テ之ニ充ツ へ出ツヘシ

〇上京三十二區、

下京六區、

一五通

一一個

二十六區ノ娼妓ハ下京十五區南園小路檢徴所

へ出ツヘシ

た

○下京十六區娼妓ハ同區揚屋町檢黴所以テ之ニ充ツへ出ツへシ

○伏水ハ檢黴所ヲ一區四區隔月ニス、 兩區ノ娼妓共當番ノ區ノ檢職所再區共當分女紅場へ へ出ツへシの

六月十三日、

府は檢黴所費用を下付し、

同時に療病院に對し醫師の選定、

器具其他の準備を命じた。ことに於て半

置を必要とするが、 非院長は、 當直醫木下凞を檢獄首席醫員に選定し、 それを各遊廓の隨意に一任する時は弊害が少くないので市内適當の場所を選定し一カ所の收容所 且つ檢徽實施については主として有蒜娼妓を收容すべき病院の設

栗 EH 口 療 病 Bi 時

ft:

始の本旨を演述した。次で九月十三日伏見の檢黴所も開業した。 事に蒼手し九月初め竣工、十一日を以て府立療病院出張假驅徽院の開業式を舉げ、參事國重正文とれに臨んで檢徽開 しめた結果、市内下京區第二十組建仁寺内福聚院を借りらけここに假驅黴院を置くことになつた。そこで早速改造工 を設置するのが何より緊要且つ急務であることを建議し裁可を得た。因て各遊廓地の區長にこれを諭し取調べをなさ

との日弘布せられた假驅徽院定則は次の通りである。

假驅徽院定則

各區檢做所定則

一、檢查始マレハ娼妓ニ鑑札ヲ携ヘシメ名簿ノ順番ヲ以テ檢查室内ニ送致スヘシ、檢查濟ノ者ハ鑑札及ヒ木札即ヲ押ス善ヲ與ヘテ室 檢鐵醫員ノ出張スル時限退り仕水ハ一時間選り出張スペシ 遊ニ悉ク娼妓ヲ集メ置キ又詳ニ不參之者ヲ取調置クヘシ

外ニ送ル、取締此収締ノモ書院ヨリ上申ン可置ノ積リー之ヲ點檢シ鑑札ハ當人ニ與へ木札ハ受取リ其場ヲ去ラシム、檢査ヲ遂ゲ鑑札ヲリニ送ル、取締此収締ノモノハ各區々長ヨリ相撰属 **與ヘザルモノハ勿論鑑札アリト雖モ本札ヲ所持セサルモノハ其場ヲ去ラシムヘカラス**

一、新開業或ハ廢業ノモノ屆書ハ其當人室ニ入ル時持参スヘシ

、檢查畢レハ警部醫員各受持ノ檢查姓名簿ヲ引合シ府廳ニ上申スルノ手續ヲ調フヘシ

一、入院ヲ命スルモノハ卽刻支度ヲ調へ入院通達帳ヲ添テ驅徴院ニ送ル

一、檢查ヲ受クルノ娼妓ハ其前入浴シテ身體ヲ清淨ニシ殊ニ陰部ヲ清潔ニスヘシ 、入院ヲ嬰セス外來患者トシテ診察ヲ加フル娼妓ハ檢査終ルノ後是ヲ施スヘシ、器械及ヒ助手ヲ要スル症及ヒ其樂劑ハ一切驅黴院 ニ於テ與フヘシ

療病院出張假驅微院定則

第一條

路員檢查シテ懺毒傳染ノ恐レアルヲ證セル娼妓ハ悉ク入院治療ヲ受クヘシ

懺毒アルモ傳染ノ恐レナキヲ證セルモノハ外來患者トナシ同シク此院ノ治療ヲ受クヘシ

第三條 徽毒ナラサル病ト雖モ傳染ヲ恐ルル症、 例之ハ疥癬ノ如キモ亦一切入院治療ヲ受クヘシ

第四條 他種ノ病ヲ恵フル娼妓ト雖モ好ミニ應シ入院又ハ外來患者トナシ治療ヲ施スヘシ

第五條 病症頑固ニシテ治療方効ヲ奏セサルモノハ療病院教師ノ診察ヲ受ケ或ハ療病本院ニ入院セシムルコトアルヘシ 人院中他病ヲ併嶷スルカ或ハ本病增劇シ危篤症タルヲ證スルトキハ好ミニ應シテ下宿セシメ醫員ノ往診スルコトアルヘシ、

第六條

若シ其家遠隔ニシテ三日中往返シ能ハサルモノハ里程ニ應シテ往返日敷ヲ除キ滯在ヲ許スヘシ

チ下宿ヲ許スヘシ、但シ日敷三日ヲ限リトス、尚ホ久シク下宿セント欲スルトキハ每三日必ス歸院シ隣員ノ診療檢査ヲ受クヘシ、

入院中患者ノ親族等大患ニ罹り急ニ對面ヲ要シ下宿ヲ乞フモノハ區戸長ノ證書並ニ其病者ヲ依託セル醫師ノ醫按書ヲ得テ後

病症全治シテ退院後三日目ニー度來院シ路員ノ檢查ヲ受ケ始テ健全ノ符號ヲ渡スヘシ、入院中曖業セント欲スルモノハ病毒

何染ノ恐ナキニ至ラサレハ退院ヲ許サス

第八條 ヲ禁ス但シ器婆ハ時宜ニョリ室 醫員診療ノ際ハ助手看病人ノ外ニ病室内ニ入ルヲ許サス、尤モ診療時間ノ外ト雖モ醫員並ニ取締ノ外ハ男子ノ病室内ニ入ル

第九條 娼妓治療ノ際ハ猥リニ外出スルヲ禁ス、病症ニ因リ運動ヲ要スルモノハ別ニ人ヲ添テ外出セシムヘシ

ハ附添人タリトモ止宿スヘカラス此限ニ非ラス 入院患者ハ別ニ附添人ヲ要セスト雖モ好ミニ因テ召連レ來ルモノハ必ス一患者ニ一人ノ附添人ヨリ過ルヲ許サズ、但シ夜分

醫員心得

栗田口療病院時代

第一條 **醫員ハ檢黴療黴ノ二件ヲ擔任シ内外診療一切ノ事ヲ任ス**

毎日午後一回患者ヲ診察シ當日ノ治療法並ニ攝生法ヲ嚴重ニ示授スヘシ

階員ハ行狀方正ヲ旨トシ猥リニ病室内ニ入テ患者ト談話スルコト勿カルヘシ

第五條 第四條 助手並ニ看病人取締ヲ嚴重ニシ若シ職務ヲ怠リ或ハ行狀不正ナルモノアレハ療病院ニ議シテ處分ヲナスヘシ 患者攝生ヲ怠タリ或ハ治療ヲ拒ムモノアレハ直チニ嚴數叱正シ尙用ヒサルモノハ府聽ニ具狀スヘシ

哉(一二圓)、同 高島日義(五圓) の四人だつた。患者の增加に伴い病室も增設の必要に迫られたので、十年九月に 年以降は四名に増した。十二年にいたのは主任水下凞(四〇圓)、醫局詰兼拠局詰田中元造(一七圓)、醫局詰阪本一 は祇園神幸道の療病館を借りらけて分病室に充てた。 三〇名と逐年娼妓數の增加に正比例して急增して行つた。そとで當初二名だつた階員(月給三五圓及一五圓)も十二 膈黴院の入院患者は、明治九年至十二月 一五○名、十年三○七名、十一年五○七名、十二年八三五名、十三年一九

明治十二年の豫算が山崎文書の中に出ているので摘録すると、

嵗

入

施

療

加 藥

樂種

代

翮

1

給 料 出

九三七圓八七錢

樂種代

器具書籍

新炭油

繕

費

合計

費

二、四四〇圓八六錢五六三圓九九錢

二七六圓四〇錢

三九圓四七錢

五六〇圓八二錢

たのであった。 郎が二代目院長に就任した。二十六年四月江阪辭任して江馬章太郎院長となり、三十年一月江馬退いて竹中壽太郎と 築の議を提案し花見小路に四千四百坪の土地を寄附したので、新築の工を起し十五年十一月二十四日竣工開院式を行 れが現在のもので敷地三、一八六坪、建坪一、○五六坪、收容人員二五○名、大正二年一月竣工、二月十六日移轉し つた。次でまたまた増改築の議起り四十三年より三年計画で新築にとりかかつた。場所は廣道通松原下ル梅 交代した。三十三年十月八日には京都驅黴院の名稱を廢して京都八坂病院と改め、院内に娼妓檢査所を置くことにな つた。十八年六月には驅黴院を療病院の附屬から分離獨立せしめることとなり、これを機會に木下熈勇退し江阪秀三 明治十四年一月驅鰴院に始めて院長を置くこととなり木下凞を初代院長に任命した。この年祇園新地から驅黴院新 町、と

註 (2) (3) (4) (1)中野操・我邦檢黴思想の勃興と其影響に就て(昭和十五年、臨床の皮膚泌尿と其境域) 京都府史第一篇政治部衛生類

栗川口縣病院時代

(5) (7) (12) 田中綠紅・明治文化と明石博高翁

(昭和十七年)

(8) (9)

山崎文書

明治十年、十一年

院へ金二五〇〇圓、癲狂院へ金二五圓、教師マンスヘルトへ絹二匹を下賜せられた。次で七月京都御所内の寮屋二棟 を病院に下賜になつたので、病院改築後も永く患者の病室にあて優渥なる皇恩を記念した。 明治十年二月六日、明治天皇關西行幸に際し有栖川宮職仁親王を御名代として療病院及び癲狂院 へ差遣せられ、

員十名を治療補助として四月二十七日同陸軍病院に派遣、六月二十九日期満ちて歸院した。翌十一年三月京都府は銀 足が訴えられたので、本院では率先自費を以て武部隆太郎、江阪秀三郎、 との年西南戰役勃發に際し、征討兵士の戰傷病者陸續として大阪臨時陸軍病院に後送收容せられ、醫療擔當者の不 猪野惣太郎、鷹取常任、 山越秀一郎 らの醫

盃一個を本院に贈りその功勞を賞した。

如き嚴格な性格であつたから、着任早々に與えた不愉快な印象は月日を經過しても拂拭できず、殊に最初、往診は一 帶を用いながら、また或る時は痼疾の膝關節僂麻質斯に悩み水を入れた手桶に患肢を浸しながら講義や診察を行うと いつた狀況で、些々たる微恙でさえすぐ缺勤するのが常であつたヨンケルとは雲泥の相違があつた。そらした秋霜の 前年の章下に略述した通り、教師マンスヘルトは、診療及び授業には頗る熱心であり、或る時は一眼を病みて偏眼

これに應じなかつたようなことがあり、中に立つた半井院長の調停も効なく、院長は責を引いて辭表を出す騷ぎにな 切謝絶すと言明した辭柄を楯にとり、府の實權者たる大參事槇村正直の嚴父病篤く切に往診を請うた際にも頭として は、半井澄とは長崎精得館における學友であり、等しくマンスヘルトに師事した仲であるので、半井の衷情とマンス つた。府當局は院長の辭表を突き返すと共に、密に教師交代の策をめぐらした。たまたま大阪府立病院々長高橋正純 ルトの不遇とに深く同情するところがあり、且つ大阪病院教師エルメレンスの傭入期限も漸く満ちようとしていた



入れることとなり、ショイベは十年八月十六日着任した。ショイベ時にッヒ・ボット・ショイベ Heinrich Botho Scheube を三カ年の契約で帰は傭期未だ滿たずして大阪に去り、その後任として獨逸人醫師ハインリので、マンスヘルトを同病院に迎えることとした。かくてマンスヘルト

(備考)

二十七歳。その月給は金貨四百圓であつた。

手として、いわば同門の相弟子である。長與の熒鷺がベルツの仲介を促す機緣となつたものではなかろうかと 想像 する 所以であ 擁していた東京大學に恐らく連絡したであろう。ベルツとショイベはライブチツヒの大學に於て内科教授ウンデルリツヒの若き助 井院長はマンスヘルトの處置について彼の推薦者長與衞生局長に一應の報告をしたであろうし、その際改めてまた、獨逸人醫師を 希望する旨を傅えその斡旋を依頼したであろうことも考えられる。長與としてはそうした場合、當時すでに十名近い獨逸人教師を ヨイベ招聘の仲介をなしたものは、前年六月來朝して東京大學に奉職していたエルウイン・ベルツではないかと考える。蓋し、半 ショイ、招聘の經緯並に雇入契約書等については不明である。私見としてはシ

不田口縣病院時代

六八

3

を送つて、後任の獨逸人教師の詮衡について依賴し、その結果ショイベが推選派遣されることに なつ たの であつた。 上記の私見があやまつていたことがわかつた。府では明治十年三月十三日附で獨逸駐剳全權公使青木周藏に對し直接書面 「府史第二編

至同十一年別部総類、外國交渉類」の明治十年八月三日の項に自明治八年別部総類、外國交渉類」の明治十年八月三日の項に

在獨逸全権公使青木周藏氏ヨリ本年三月十三日ヲ以テ獨逸人醫學教師病院へ傭入度云々照會ニヨリ今般ドクトル・シヨイベ氏雇入

手敷相整別紙配構文條約並ニ雇人旅費金立替置云々ノ旨ヲ以テス

青木公使からの官金立替その他に就いての報告により、事後に於て京都府の獨逸人教師招聘一件を知つた外務省では、大いに冠を

狂げ、 同年十月一日 附で

「其府病院へ醫員雇入ノ儀常省ヲ經由セス直ニ在獨逸寄木全権公使へ依賴相成ルヤニテ右雇入ノ者旅費官金ヲ以テ操替ノ段申越云 一體海外在留官員へ依頼ハ該地へ書面披封ニテ外務卿經由ノ上差立へキ規則、以後可心得旨」

深き關係でもあつたからではあるまいかと考えるのである。 をさしおいて、なぜ直接青木公使に教師招聘の斡旋を依頼したのであろうか。これについては櫃村府知事と青木公使との間に特別の を輸達した。結局は外務省の諒懈も得、シヨイベ雇入に對し兇状下渡の儀も十二月には滯りなくすんだのであるが、京都府が外務省

主任とし、専ら癩病患者を治療せしめた。翌十二年四月閉院。 明治十一年二月十三日、愛宕郡第一區淨土寺村に療痼院を開設し本院の支院となした。醫員後藤直三郎を療痼院の

(備考

"牛井澄翁療病院談」に「當時京都府は癩病の治術に妙を得たりとの稱ありし後藤昌文氏を聘して大徳寺に癩病者の施療病院を開

きつつありしかば、ショイベは以て奇貨おくべしと為して助手をも促して此處に臨み親しく殆んど五月蠅迄に其研鑽に從ひ得る所 亦少しとせず」とある。一乗寺の療摘院と大徳寺の網療院、主任は等しく後藤氏、察するに兩者混同されているようである。

三月には療病院長半井澄をして癲狂院長を兼務せしめた。

朝八時登院、二時間教授し十時より診療、正午官舎に歸り晝食、休憩、午後二時か三時には再び登院、自己の研究に さて牛井澄によれば、ショイベは稀れに見る勤勉家であつて非常に几帳面な性格の持主であつた。彼の日課は、行

> ノスへ かように職務に熱心であつたから病院の名聲は日に高く患者は遠近より蝟集して格段の盛況を呈し、 ルトの時代と比較すると統計上にも次のような顯著な差異を認めるのである。 ヨンケル、

從事し、夕刻また歸宅夕食、暫く假睡したあと起き出て必ず夜半十二時、一時まで讀書に耽つたといわれている。

備老	解剖數	外來患者數	入院患者數	年度別	外國教師
十十十九 四三年年 年年八三 十七月月	0		四 七	六年	9
年十二月 河原町 賢 町 野山 が 町 が の の の の の の の の の の の の の り の り の り の	11	一、一九二	大四	七年	ンケ
が 解は 解に が 解に が は に れ に れ る こ ろ こ ろ こ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	111	1、七川川	六〇	八年	ル
新築を着任任	-1:	七二三三、〇一八二、	五五	九年	マンスヘル
	五.	二、八二五三、	1111	十年	ヘルト
	八	三、大〇二四、	三〇四	十一年	シ
		国、11011	三五一	十二年	3
		二〇二四、三八七	<u> </u>	十三年	~
	六	不明	大四〇	十四年	

栗田口療病院時代

京都府立醫科大學八十年史

ショイベが來朝以來日本の風土病に注意し、中でも特に胸氣に着目してその原因、症候、病理等の探求に最も力を注 いだ結果、府の當局をしてとの布告を發せしめたのである。

十一年七月四日京都府は、市郡の各區長に布達を發し、脚氣患者あるときは療病院に報告するよう達した。これは

(備考)

ショイベの著書は次の通りである。

- 1. Die Ainos, 1881, Yokohama
- 3. Die Beriberi-Krankheiten, 1894, Jena 2. Klinische Propädeutik. 1884, Leipzig.
- 4. Die Krankheiten der warmen Länder, 1896, Jena

6 臨床診斷學(西山寶二郎共譯) 未刊 5ショイベ常用方鑑 明治十一年

8 脚 7 脚氣病論(在裝養三縣共譯) 明治十七年 氣病論 (賀屋隆吉譯) 明治三十年

明治十年、十一年における職員表は次の通り。

外	
國	
教	
ÉTÎ	
金貨四〇〇圓	明 治 十 年
金貨四〇〇圓	明治十一年

七0

栗川口療病院時代 次に十年、十一年の患者統計は次表の通りである。

生徒取	看	藥	治	主	8	教授	解剖	助	助	当	編	管	院
生徒取締兼典籍係		局	療	品	局	投局	科教如	教		直	##	學	
籍係	頭	係	係	係	詰	詰	授副	補	教	图	係	事	長
		五二圓五一圓								三七〇〇			
		一圓			圓一					画画			
		五五			五					二五 五五			
		圓			圓四					圓圓			
	Ŧī.	_	=	_	$\overline{\bigcirc}$		Ξ	_	Ξ	三五	七	_	_
五圓	圓宛	圓	五圓		圓二	五圓			三五圓	圓一	七〇圓		
_	=	四	-		七		_		_	五.	_	_	_
		=			五二圓五					二七五〇			
		五圓一、			一圓一一					圓圓			
					五		=			三五圓			
		五	な	(な	五圓五、	(な							
		五五			$\overline{\bigcirc}$		五	_	\equiv	三〇圓	七〇	00	-
五圓	五、圓	圓三	F	F		F	圓		三五圓	旦一、			圓
_	_	五			九		Ξ.		_	[JL]	_	_	_
					/					-			

da da	ıl.	耳	版	Ы	rh,	2/19/	3/47	n.v.	澗	150	^	流	4	+
中	小兒			外科的白	皮膚病黴	泌尿生殖器	消化器。	呼吸器	經系	血行器。	全身	行	火	克
毒	病	病	病	病	ಘ	病	病	病	病	病	病	病	另	A]
元	=	九三	三七〇	三九四	二八一	0.11	四七七		二五五五	lir] Lr[二六三	四八	外來患者數	明治
		=	一七	五一	五五	二八		11111		六	<u> </u>	110	入院患者數	十年
=	1 1	九七	三〇七	四五六	三〇五	一四九	五八二		三九〇	Lri V	三三九	九〇	外來患者數	明治十
			_	七四	11111	三五	五门山	四	1 = 1	一四	=	一七	入院患者數	年

無 未 計 病 定 八二五 一五八 大 三、六〇二 三五 一六

註 (1)(2)(4)(5)(7)(8)(9)、京都府立療病院第一次年報

(3) (6)

半井澄・懷舊談 (明治二十八年、京都醫事衞生誌)

十二 明 治十 二 年

新築工事中の上京區第十二組梶井町四六五番地に校舎の新築先ず成りこれに移轉した。 を設置した。その後現在に至るまで本學創立記念日を四月十六日と定めたのはここに淵源している。 四月十六日、 豫て明治九年以來中學校内に設けられていた醫學豫科校を廢し、更に本院内に醫學豫科校及び醫學校 九月には療病院

當時の職員表は次の通りである。 五月十四日には管學事萩原三圭を以て醫學校長となし、學校の體裁を整えた。

		栗田口療病院時代
	萩原三土	校長
一五〇圓	半井 澄	院長
金貨四〇〇回	ショイベ	外國教師

七三

衛生事務擔當療病院詰

療	生		藥	看	同	驅		副党	副	通	當	助	絹
病院	徒取		局		伏見驅棋	楳院	周	副當直醫兼器械	齿直	譯兼當直	直		
係	絎		係	頭	係	係	詰	班 係	险	路	陽	教	(3
須川英橋(常務なし無給)	中島俊造	驅棋院係 (江阪秀三郎 田中 元造	里見時三	吉村英徴	高息日義	二圓、猪野惣太郎一〇圓	西谷新作一五圓、武部元質一二圓、大若山春亭二○圓、百々復太郎一五圓、	山越秀一郎二〇圓、武部隆太郎一五圓	伊藤卓次、柱 彦馬	山田文友	木下 炯四〇圓、安藤精軒三〇圓、高	渡邊 央	前月玄古
	II.	一 —— 五五五七 圓圓圓圓	二五.	五圓	Fi. 圓		大崎淳吉一二圓		各二〇圓	七〇圓	高階經綸三〇圓	四〇圓	ナ(匠

出納課療病院詰

當 -6

分

屈

木

村 井

等

属

酒

等外四等出仕

岩

本

美 信 良

信 好 E I 仝

林 角 家

貞 通 彦

等外四等出仕

森

Ш

長 淳 時 愽

冶

等

属

林 小 九 $\mathcal{I}_{\mathbf{L}}$

等

屬

六

等

屬

李

隆

山崎文書に十二年度療病院豫算が出ているので記載しておく。

四三、三六三圓〇六錢

合計

内

譯

嵗

入

三三、三二九圓五六錢 三、九五二圓四四錢 二、七八四圓〇六錢

三、〇〇〇圓〇〇錢

一 七 3i.

栗川口療病院時代

利 答 樂 謝

子 [5]-} 種代

金

谜 出

合計

譯

給

料

蜒 種代

器具書籍

修 繕費

新

炭

illi

費

八月二十日になり醫學校通則を定め生徒の入學を許した。これによると醫學校には正則醫學と通則醫學とを區別し

一、三九四圓二八錢

三、〇五五圓四六錢 三、六六五圓六一錢 七、八七○圓○○錢

一、〇四六圓六六錢

五、三六七圓七七錢

四二、〇八八圓八三錢

一七六

異があるのみで科目は兩者全く同一である。なお山崎文書によつて明かになつた事項を左に摘錄しておく。

ている。正則醫學というのは、教科書として原書を用い授業をうけるが、通則醫學は唯國語で教授せられるという差

ヘルマン

フライ

正則醫學に使用の教科書

解

剖

書

ヒルトル

ワグネル

病 生 組

理 理 織

書 書 書 時代

教

師

獨乙國醫學士

ボツト・ショイベ

年齢二十八年八ヶ月

醫學校職員

醫學校學課表

キョーニッヒ ニーマイル グートマン

物 理 學

物

第三

身

組 理

織

理 理

解 通

剖 論 飓

理

學 學 學

病 病

第

第

理

各

內外諸科治療法

藥

劑

學

各

論

內外諸科治療法

藥

-6 大 Ξī. 14

床 理

講

期 期 期 期 圳 **J**[J]

臨 臨 病 抅 生

床

講

義 義

> 無 機

有

機 化

化 學 學

辨

剖

學

剖

斷 理 厚

診 生 解

劑 經 學 驗

實

經 驗

實

際 際

一七七

第五期	第四期	第三期	第二期	第一期	醫學豫科校の學課表	通則生徒學資	正則生徒學資	醫學校學資			合計	生徒數	三等授業補	四等助教	校長
TH	THI	15	14	116	學課表						四				
Z	Z	Z	Z	Z		管管	管管 外內				八名				
語	話	語	語	語		2114	71179			内	石				
6ÅY	學	學	學	學		金金五二十五銭銭	中		通則醫學	正則醫學	5				
羅甸	數	數	數	败		****	準ズ		第二期生徒	第三期生徒			毛	田	萩
語									徒	徒			利	村	原
學	學	雕	學	學									文	克	\equiv
	(幾何	(代數學及幾何學初步)											静	己給纸	主給年
理	學)	沙处	通	通									給年 料 齢 二 十	料齡三十	料齡三十
學		何與	帯	情					_	_			八年	<u>-</u> 年	4
大		子初步	美	美					二二名	二六名			十六ヶケ	四七十ケ	百七ヶ
意		3	術	循					10				EE II	国月	圓月

醫學豫科校生徒數 醫學豫科校職員 助 校 第 Ti 監事心得雜教授補 監 第 第 Ti. 事 ئا-大 等 兼 期 191 期 教 教 授 補 教 是 頭 補 羅 羅 羅

合

計:

九 九名

内

二級生

七級生 四級生

寄宿生徒

(明治十三年七月)

(明治十三年度

萩

化 化 理 PL 學 學 大 大

甸 甸

甸

品 語

趣 學 學

大 意 意

礦

植 動

意

物 物 學

渡 原 吉 賀 口 原

辛

百七

忠 隆 耕

賀 光 純 裕 識 造 作 #

Hi. 七

三年

菊 栗

地

4:

五八人 五人 八〇名

一九名

五九名

耳	眼	外	皮	池	消	呼	荊巾	ΤŲΤ	全	流	病
		科	膚病	尿生	化	吸	經	行	身	行	類
		的	测	殖器	界	- PE	系	器	対	1 J	
芮	病	病	毒	病	病	病	病	病	病	病	別
1 1111	二五四		三九三	七四九	六一九	四 = =	二七八	九四	二四九	11011	外來患者
	六	八九	三四	五二	五九	五二	=======================================	===	二七		入院患者

無 未 中 //> 計 兒 病 定 病 毒 四 三四二 五五 九 三六八

註

(1) (2) (5) 京都府立療病院第一次年報

 $(3) \\ (4)$

山崎文書

療 病 院 版 行 載 籍

(1)

京都療病院新聞

に祭屍文、第四號に京都中學校開校式における教師ヨンケルの祝辭その他を掲載す。 明治五年十一月より翌六年十月廢刊まで四號發行、 第 號に開業式の景況、第三號に粟田口解剖場における解剖並 發兌書肆は河原町二條下ル大黑

(備考)

屋太郎右衞門である。

粟 田 П 療 病 院時代

京都中學校開校式におけるヨンケル・フォン・ランゲツキの祝辭

(明治六年七月一日)

八

撩

病

院

版

行 載 籍



所日録講 治八年二月 解剖 捷覽

京都療病院記聞掛

全 四 京都 一個病院

據

病 院 雜 明治十二年三月自

京都源病院

八二

ナル三國ノ語學ヲ併教レバ學問ノ目的已ニ確立セリ、冀クハ有司教官益々生徒ヲ監遺処嵶シ中道ニ騣スルノ愚ナク連綿成熟セシメ 還ル省少トセズ、外國人ヲ雇ヒ内國人ヲ導クニ語學ヲ以テス、夫語學ニ非レバ其教其學共ニ成立シ難シ、是故ニ語學ハ萬邦連交ノ ズンパアルベカラズ、政府早ク巳ニ茲ニ着目セリ、生徒ヲ遺テ外國ニ留學セシメ風俗ヲ察シ見聞ヲ廣メ徒手ニシテ往キ玉ヲ懐イテ 海濤淼渺ノ中ニ屹立シ巌石四面ヲ嵐ミ風景奇麗而シテ西洋諸國ト萬里隔絶セリ、故ニ從前外國ニ於テハ日本國有ルコトヲ知テ日本 二度此盛事ヲ觀タリ、抑此新學校ニハ英佛皆各國ノ教場ヲ兼備ス、其世上ニ大功有ルコト予等獃美稱賛セサル可ソヤ、夫日本國 政府既ニ文明開化ノ德澤ヲ布キ人民教育ノ黌舎ヲ設ケ昨冬假療病院醫學校開業ノ式アリ、今日落成ノ中學開校ノ儀アリ、九箇月間 ンコトヲ、後來必ズ學問廣大ノ域ニ進ムベシ、誠ニ政府ノ仁惠深ク感歎スルニ堪タリ、聊此無言ヲ以テ之ヲ頌ス 鏈子ト謂ベシ、且又人民拒隔ノ陋ヲ破リ頑愚ノ習ヲ除クニ足レバ又學問ノ賓庫ヲ啓クノ秘鍵ニ比スベシ、今ヤ此校ニ於テ文明煜耀 キナリ、凡ソ人タルノ道ハ學習ニ在リ學デ彼ノ善事ヲ求習シ此ノ惡弊ヲ洗去シ一大活眼ヲ具テ萬國互ニ新發明ノ利益ヲ以テ交換セ 人ヲ知ラズ、近頃大ニ海港ヲ開キ隔遠ノ旅客ヲ留メ學問技藝交際日ニ隆ニ器 놵 產 物質 易日ニ盛ナリ、愈開明ノ進步 踵ヲ企テ待べ

(2) 京都療病院日講

錄

より翌七年五月まで逐次刊行した。現在残つているのは卷之一骨篇だけである。A五版、紙數全部で十九葉、後兌書 ョンケルロ授するところの解剖學講義を渡忠純、眞島利民、新宮凉介の三氏筆記し上記標題を與えて明治六年七月

維言

肆はやはり大煕屋太郎右衞門である。

テ各家平常ノ費用ヲ省キ生産ノ餘貲ヲ以テ豫メ其備ヲ爲シ建設ヲ府廳ニ請フ、府廳其界ヲ嘉賞シ唯許可ノミナラズ特ニ有司ニ命ジ 此療病院ノ起ルヤ其原ハ府下有志ノ輩方今至仁ノ朝旨ヲ奉戴シ衆庶ノ疾病ヲ救ヒ天誨ヲ保タ令ント欲スル至情ヨリ出テ合議協力シ

栗田口療病院時代

都兒氏等ノ解體書ニ對照シ校正ヲ加へ先ツ骨骼 易カラシム、而シテ其條理分明ノ者ト雖モ語言ノ或ハ耳ニ熟セサル時ハ誤聽錯亂ノ恐アリ、故ニ稿成テ後重テ彼ノ颴列依氏、比爾 知スベシ、然ルニ獞其餘ニハ鄭剖學病理學產科等ヲ講述ス、病客ノ多幸ハ言ヲ待タズ生徒醫學ノ進步モ目ヲ刮テ俟ベキナリ、此編 去蔵十一月開業ノ式アリ、共盛ナルコト勝テ言ベカラズ、爾來病客日ニ來リ診療ヲ乞ヒ生徒月ニ集リ教導ヲ承ク、教師ノ勤モ亦推 主トシテ獨逸國ノ醫永克萬郎愛格氏ヲ迎ヘ醫學教師トシ假リニ粟田舊宮邸ヲ以テ其處トス、薬局養病室及講堂學舍等大略備 ニシテ其實形ヲ存スルノミ、覽者幸ニ文ノ鄙俚ト圖ノ疎略ヲ祭ルコト無ク教師論説ノ明確ニシテ其規矩アルニ注目センコトヲ望 ハ卽チ日講ノ解剖説ヲ筆記スル書ニシテ其説タルヤ簡約ニシテ要領ヲ舉ゲ或ハ譬喩ヲ設ケ或ハ素圖ヲ作リ務テ其意義ヲ達シ了解シ ノ部ヲ初編トス、 編中ニ挿入スル圖繪ハ教師講堂ノ髹板ニ畵ク所ノ圖ヲ編模スル者 レリ、

明治六年七月

京都療病院治療則

通辯山田文友が口述しとれを筆記したもの。昭和十年から十一年にかけてとの寫本の所藏者の大矢全節氏が全文を中 「明治七年十一月門人原元良筆記、 通辯司山田氏口述」とした筆寫本、 即ちヨンケルの處方並に治療に關する諸説を

(4) 日講 解剖捷覽 全一冊

外醫事新報に掲載した。

原起歸着之表」及び「動脉枝別表」の二篇から成つている。 胢月 治八年二月京都療病院記聞掛によつて版行されたB五版假綴の小冊子で、紙數二十葉、 「筋肉並二其分布神經及

郎右衞門及び丸屋善吉、大阪心齋橋の丸屋善藏、東京の丸屋善七及び島村利助、 における精神病學専書としての權與である。上中下三卷、 撰述したところを神戸文哉が翻譯し上記の標題を與え、癲狂院藏版として明治九年十二月上梓したもの、 本書は一八七二年倫敦に於て發行された來諾爾圖氏內科全書中の精神生理學兼病理學を擔當した顯理 B五版、紙數全部で一二四葉、發兌書肆は京都の大黑屋太 定價三卷六十五錢であつた。眞島利 ・貌徳斯禮 質に我が國 0

民の序文の一節に曰く、

予雖」後劣「辱當」治療之任、因與二教師永克氏」育謀更就二歐米之諸書」講究練磨弗」遺二餘力一矣、 東山天華氏雅有」微:「于此」 篤志力行建」言官府「 將」有┉以所」施行「 官偉」其舉」為創」開癲狂院于東山南禪精舍「 令늛療病院管」理之「 明治九年第十二月 方法獲二此二人二完全圓備亦可,以無三遺憾」也、 說,令==予辯-|其首簡,予欣不-|自禁-|乃題之曰、前有-|篤志之東山氏-|而後此院始開矣、後有-|勤敏之神戸氏-|而後此書始成矣、治狂之 眞鳥利民謹識 於觸狂院醫局 書上其喜」以爲」序 而神戶氏亦譯述一書名曰三精神病約

(6)西 器 雜 報

た。

た。定價は始め十二錢五厘、後ち十錢に値下げした。神戶文哉、新宮凉園、渡邊央ら主として翻譯並に編輯を擔當し 歐米の醫學上の新知見を翻譯し上記の標題の下に每月刊行、 發行の趣旨に曰く' 明治九年十月より翌十年十月廢刊まで十三號を發行し

本院所闢之歐米諸名家之醫書及醫事新報陸續追」編而來、今也殆滿,于庫,焉、吾儕因以爲與特供院用寧抄,譯其一強,而以公,丁世 栗 田 П 擦 痾 院 胩 H

則

於三吾道 | 豈謂言必無 | 少補 | 乎、乃不 」 惴 | 臠劣 | 抽譯 纂輯、名曰 | 西醫雜 報、欲 | 每月刊 | 行一編 | 矣、及 | 刻成 | 揭 | 摩爾額尼氏之言於簡

端以代題辭云爾

Nullautem est alia pro certo noscendi via, nisi quamplurimas et morborum et dissectionum historias, tum

譯曰博通病症解體之記錄、大集彼此各異之彙類、以比較之以考察之者所以學識進精確之道路也、不依之而豈有他道乎

ariorum, tum proprias colletas habere, et inter se comparare.

胥乙邊氏常用方鑑 全一冊

明治九年十月上澣

編者識

(7)

凡例に

書い獨り瓦蘭量ヲ用フト雖モ今殊ニ舊量ヲ添加セリ、亦譯者一片ノ婆心ニ出ツ ヲ邦語ニ譯スルトキハ全ク秩序ナキガ如シ、故ニ今改テ我斃名ノ頭字ヲ取テ「イロハ」ノ次第ニヨリ以テ看官ノ搜索ニ便ス、又原 原書ハ當院ノ教師ボート・シヨイベ氏日常用フル所ノ處方ヲ撰定シ以テ吾等ニ授ケタル者ニシテ其順皆アベセニ從フ、然レドモ之

版、目次その他二四頁、本文一六四頁よりなり製本所は京都若林茂助とある。 とあり、記者はショイベの高弟江阪秀三郎。神戸文哉が校閲して、京都療病院から明治十二年刊行した。洋綴、 B 五

(8) 養生訓蒙全一冊

あるように、 神戸文哉の著述であるが槇村知事の序文に「因命;療病院;輯ェ錄凡人生日常急遽之間事尤關;養生;要;救急;者ュ」と 知事の發案慫慂によつて成つたもののようである。著者の緒言に、

簡約ヲ主トシ敢テ高尙ノ理論ニ涉ラス其文字ノ如キモ処テ讀易キヲ旨トシ敢テ修飾ヲ加へズ、而シテ習風ヲ論ズルニ至テハ聊微意 此書ハ養生法ノ要領ヲ童蒙ニ論スヲ以テ本旨トナス、故ニ略々其原理ヲ了解セシメンカ爲ニ往々理化生理ノ學說ヲ參フト雠 ノ存スル所ニシテ他ノ養生論ト自ラ異ナル所以ナリ、書中述プル所ノ論説ハ皆是先哲ノ確 定セシ 所ナ リ、 ロベルト・ゼームス・メン氏ノ健全學ニ據ル者多キニ居ル、然レドモ其他引用ノ書類頗ル多ク又或ハ記憶中ヨリ搜索シ或ハ實 就中へルマン氏

とある。 太郎右衞門、 明治十一年十一月刻成り刊行、 定價二十錢である。 A五版で紙數全部で六一葉、 京都療病院藏版、 發兌書林は若林茂助と大黑屋

驗ニ徴スル者ナキニアラス云々

(9)察 病 入 門 全 111

輯 會社研究所圖書館に納まつている。扉に「京都療病院教師 これは紙數百十葉より成る半紙假綴の筆寫本、もと藤浪剛一氏の乾々齋文庫の架藏なりしも今は武田薬品工業株式 醫學士 苦的叔乙邊氏講述 授業生筆記 神戶文哉篡

(10)療 病 院 雑 誌

とある。

によつて窺い知ることができる。 明治十二年三月發行、 月刊にして同十四年六月廢刊に至るまで二十七號を出した。 卽ち、 發行の

趣旨は

創刊號完頭 の緒言

ケ以テ教授上ノ用ニ充テシ爾來臨床講義益其精ニ詣ルノミナラズ篤疾ヲ理療シ病婦ヲ剖験スルモ亦尠カラズ、因テ這回其治験剖視 製ニ明治十年醫學士獨逸ノポート・シヨイベ氏ヲ本院ニ聘シテヨリ治験論説頗ル斬新ヲ加ルノミナラズ客年更ニ貧病施療ノ法ヲ設

田 瘀 躺 院 時 代

粟

京都府立醫科大學八十年史

ノ樞要ナル者ト其他ノ論説トヲ簒輯シテ以テ活刷ニ付シ是ヲ療病院雜誌ト名ケ毎月一號ヲ發兌ス、蓋亦斯道ヲ精研スルノ寸衷ニス

ギザルノミ

との雑誌の編輯はもつばら神戸文散が之に當り、定價存號六銭、發兌書肆は東洞院三條上ル村上勘兵衞であつた。 明治十二年三月 編者職

獨 逸略文典

(11)

療病院藏版として明治十二年十二月刊行。

八八